

# 議案及び説明 並びに参考資料

令和5年9月定例会

池田市

# 目 次

1	報告第 8 号	令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	1
		参 考	3
2	議案第 5 2 号	池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	5
		説 明	7
		参 考	8
3	議案第 5 3 号	池田市水道事業給水条例の一部改正について	9
		説 明	15
		参 考 (1)	16
		参 考 (2)	25
4	議案第 5 4 号	池田市下水道条例の一部改正について	35
		説 明	39
		参 考 (1)	40
		参 考 (2)	43
5	議案第 5 5 号	池田市空家等対策協議会条例の一部改正について	52
		説 明	54
		参 考	55
6	議案第 5 6 号	池田市火災予防条例の一部改正について	56
		説 明	64
		参 考	67
7	議案第 5 7 号	池田市立敬老会館条例の廃止について	76
		説 明	78
		参 考	79
8	議案第 5 8 号	池田市有功賞表彰について	80

9	議案第59号	池田市教育委員会委員の任命について	81
10	議案第60号	池田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	82
11	議案第61号	令和5年度池田市水道事業会計補正予算(第2号)	83
		説 明	95
12	議案第62号	令和5年度池田市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	99
		説 明	111
13	議案第63号	令和5年度池田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	115
		説 明	117
		参 考	127
14	議案第64号	令和5年度池田市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	131
		説 明	133
		参 考	141
15	議案第65号	令和5年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	147
		説 明	149
		参 考	155
16	議案第66号	令和5年度池田市一般会計補正予算(第6号)	159
		説 明	161
		参 考	171
17	議案第67号	令和5年度池田市一般会計補正予算(第7号)	183
		説 明	187
		参 考	201
18	議案第68号	令和4年度池田市病院事業会計決算の認定について	212
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊

19	議案第69号	令和4年度池田市水道事業会計決算の認定について	213
		決算書	別冊
		説明書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
20	議案第70号	令和4年度池田市公共下水道事業会計決算の認定について	214
		決算書	別冊
		説明書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
21	議案第71号	令和4年度池田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	215
		決算書	別冊
		説明書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
22	議案第72号	令和4年度池田市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	216
		決算書	別冊
		説明書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
23	議案第73号	令和4年度池田市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	217
		決算書	別冊
		説明書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊

24	議案第74号	令和4年度池田市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について …	218
		決 算 書 ……………	別冊
		説 明 書 ……………	別冊
		説明参考資料 ……………	別冊
		審査意見書 ……………	別冊
25	議案第75号	令和4年度池田市一般会計歳入歳出決算の認定について ……………	219
		決 算 書 ……………	別冊
		説 明 書 ……………	別冊
		説明参考資料 ……………	別冊
		審査意見書 ……………	別冊

報告第8号

令和4年度決算に基づく健全化判断比率  
及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり報告する。

令和5年9月5日 提出

池田市長 瀧澤 智子

## 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

### ○健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度	—	—	1.2	—
早期健全化基準	12.20	17.20	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	/

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「—」を表示。

### ○資金不足比率（公営企業）

(単位：%)

	病院事業会計	水道事業会計	公共下水道事業会計
令和4年度	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※ 資金不足額がない場合は「—」を表示。

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）について

- ・平成 19 年 6 月制定
- ・毎年度における健全化判断比率及び資金不足比率の公表
- ・比率に応じた地方公共団体の財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化の促進

2 財政健全化法制定の背景

- ・分かりやすい財政情報の開示等
  - フロー指標 … 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
  - ストック指標 … 将来負担比率（公社等を含めた実質的負債による指標）
- ・早期是正機能の制度化等による旧法（財政再建法）の改善

3 早期健全化基準・財政再生基準

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令）

令和 4 年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	12.20%	17.20%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

4 早期健全化段階で行うこと（財政健全化法第 4 条第 2 項）

- ・自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定及び議会の議決
- ・個別外部監査契約に基づく監査の実施
- ・毎年度における実施状況の議会への報告及び公表  
（達成が著しく困難と認められる場合は、総務大臣又は知事による必要な勧告）

5 財政の再生段階で行うこと（財政健全化法第 8 条第 3 項）

- ・国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定  
（議会の議決及び公表並びに総務大臣との協議及び総務大臣の同意）
- ・個別外部監査契約に基づく監査の実施
- ・毎年度における実施状況の議会への報告及び公表  
（運営が計画に適合しないと認められる場合は、総務大臣による予算の変更等必要な措置の勧告）
- ・起債の制限等

## 6 健全化判断比率の算定

### ① 実質赤字比率

一般会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

### ② 連結実質赤字比率

各会計の実質赤字（黒字）額又は資金不足（剰余）額の合計の標準財政規模に対する比率（財産区特別会計を除く。）

### ③ 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

### ④ 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき負債（将来負担額）の標準財政規模に対する比率

#### ・将来負担額

地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、

公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額

#### ・将来負担額から控除するもの

基金等の充当可能財源、特定歳入見込額（都市計画税）、

地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

## 7 資金不足比率（公営企業）

- ・経営健全化基準（20%）以上となった場合は、「4 早期健全化段階で行うこと」と同様の措置（「財政健全化」を「経営健全化」に読み替える。）

- ・比率の算定については、下記のとおり

（地方公営企業法適用事業） 事業の規模に占める資金の不足額の割合

病院事業

$(\text{流動負債} - \text{翌年度償還の企業債} - \text{流動資産}) \div (\text{医業収益})$

水道事業

$(\text{流動負債} - \text{翌年度償還の企業債} - \text{流動資産}) \div (\text{営業収益} - \text{受託工事収益})$

公共下水道事業

$(\text{流動負債} - \text{翌年度償還の企業債} - \text{流動資産}) \div (\text{営業収益})$

議案第 5 2 号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部改正について

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例（案）

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成26年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 引用条項を改めるものであること。

(第15条の改正関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第52号 参 考

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第14条（略） （特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第16条～第52条（略）</p>	<p>第1条～第14条（略） （特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第16条～第52条（略）</p>

議案第 5 3 号

## 池田市水道事業給水条例の一部改正について

池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

### 理 由

水道の使用料について、適格請求書等保存方式の開始に伴う所要の規定の整備を行うとともに、水道事業の健全経営に資するよう、水需要の変化に対応した料金体系の見直し及び改定を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

第1条 池田市水道事業給水条例（平成9年池田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、水道料金及びメーター料とし」を削る。

第23条第1項中「水道料金算定」を「使用料の算定」に改め、同条第3項中「前項ただし書の」の次に「規定により2か月以上の分を一括して計量した」を加え、「毎月」を「各月」に改める。

第24条第1項中「水道料金は、別表第2により算定した額」を「使用料の額は、各月において水量に応じて算定した水道料金とその計量に用いるメーターの口径に応じて算定したメーター料の合計額（第27条第1項ただし書の規定により2か月分以上の使用料をまとめて徴収する場合は、その各月について算定した額の合計額）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 水道料金の額は別表第2により算定し、メーター料の額は別表第3により算定する。

第24条第3項中「用途」の次に「（第26条第1項において単に「用途」という。）」を加え、同条第4項を削る。

第26条中「使用料算定」を「第24条第2項の規定にかかわらず、使用料の算定」に、「廃止し」を「若しくは廃止し」に、「の使用料」を「の当該月分の水道料金及びメーター料の額」に、「とおりの」を「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 用途が一般の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 当該月の使用日数が15日以内の場合で、当該月の水量が基本水量（別表第2に定める基本料金に係る水量の上限をいう。以下同じ。）の2分の1以下のとき 水道料金の額にあつては1か月使用したものとした場合の同表により算定した額（以下この項において「1か月水道料金の額」という。）の2分の1の額、メーター料の額にあつては1か月使用したものとした場合の別表第3により算定した額（以下この項において「1か月メーター料の額」という。）の2分の1の額
- イ 当該月の使用日数が15日以内の場合で、当該月の水量が基本水量の2分の1を超えるとき 水道料金の額にあつては1か月水道料金の額、メーター料の額にあつては1か月メーター料の額の2分の1の額
- ウ 当該月の使用日数が15日を超える場合 水道料金の額にあつては1か月水道料金の額、メーター料の額にあつては1か月メーター料の額

(2) 用途が湯屋又は臨時の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 当該月の使用日数が15日以内の場合 水道料金の額にあつては1か月水道料金の額、メーター料の額にあつては1か月メーター料の額の2分の1の額
- イ 当該月の使用日数が15日を超える場合 水道料金の額にあつては1か月水道料金の額、メーター料の額にあつては1か月メーター料の額

第26条に次の1項を加える。

- 2 第24条第2項及び前項の規定にかかわらず、第2条ただし書の規定により市域外に給水する場合の水道料金の額は、第24条第2項の規定により算定した額（使用料の算定の基礎となる月の途中で使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合の当該月の水道料金の額に

については、1か月使用したものとした場合の同項の規定により算定した額)の2倍以内で管理者が定める額とする。

別表第2及び別表第3中「第24条関係」を「第24条、第26条関係」に改める。

第2条 池田市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「に応じて算定した水道料金と」を「及び」に、「メーター料の合計額」を「水道料金の額」に改め、「について算定した」の次に「水道料金の」を加え、同条第2項中「別表第2により算定し、メーター料の額は」を「、管理者が別に定める基準による水道の用途(第26条第1項において単に「用途」という。)が一般の場合にあつては別表第2、湯屋又は臨時の場合にあつては」に改め、同条第3項を削る。

第26条第1項中「及びメーター料」を削り、同項第1号ア中「。以下同じ」及び「水道料金の額にあつては」を削り、「同表により算定した額(以下この項)」を「同表により算定した額(イ)」に改め、「、メーター料の額にあつては1か月使用したものとした場合の別表第3により算定した額(以下この項において「1か月メーター料の額」という。))の2分の1の額」を削り、同号イを次のように改める。

イ アに掲げる場合以外の場合 1か月水道料金の額

第26条第1項第1号ウを削り、同項第2号ア及びイを次のように改める。

ア 当該月の使用日数が15日以内の場合 1か月使用したものとした場合の別表第3により算定した基本料金の額の2分の1の額と1か月使用したものとした場合の同表により算定した超過料金の額の合計額

イ 当該月の使用日数が15日を超える場合 1か月使用したものとした場合の別表第3により算定した水道料金の額

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第24条、第26条関係）

1か月当たりの水道料金（一般用）

種別	水量	メーターの口径	金額
基本料金	8立方メートルまで	20ミリメートルまで	800円
		25ミリメートル	1,000円
		30ミリメートル	3,000円
		40ミリメートル	4,000円
		50ミリメートル	8,000円
		75ミリメートル	30,000円
		100ミリメートル	100,000円
		150ミリメートル	400,000円
		250ミリメートル	650,000円
超過料金 (1立方メートルにつき)	8立方メートルを超え 10立方メートルまで	—	75円
	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	—	155円
	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	—	215円
	30立方メートルを超え 40立方メートルまで	—	260円
	40立方メートルを超え 50立方メートルまで	—	300円
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	—	330円
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	—	350円
	500立方メートル超	—	360円

備考 1個のメーターを2戸以上で使用する場合は各戸における基本料金の額は、メーターの口径が20ミリメートルまでのものに適用される金額とする。

別表第3（第24条、第26条関係）

1 か月当たりの水道料金（湯屋用・臨時用）

種別		メーターの口径	金額
基本料金	湯屋用及び 臨時用	20ミリメートルまで	50円
		25ミリメートル	70円
		30ミリメートル	200円
		40ミリメートル	300円
		50ミリメートル	2,000円
		75ミリメートル	2,300円
		100ミリメートル	3,000円
		150ミリメートル以上	12,000円
超過料金（1立方メートルにつき）	湯屋用	—	60円
	臨時用	—	700円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は令和5年10月1日から、第2条並びに附則第3項及び第4項の規定は令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の池田市水道事業給水条例第24条及び第26条の規定は、第1条の規定の施行の日以後に請求をする使用料の算定について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の池田市水道事業給水条例第24条及び第26条並びに別表第2及び別表第3の規定は、第2条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料の算定について適用し、同日前の使用に係る使用料の算定については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料と同日前の使用に係る使用料を合わせて請求をする場合にあつては、これらの使用料の算定については、同日以後においても、なお従前の例による。

## 池田市水道事業給水条例の一部改正について

- 1 請求書当たり消費税額の算定における端数処理を税率ごとに 1 回とする  
適格請求書等保存方式に対応するため、水道の使用料の算定における水道料  
金及びメーター料への消費税等相当額の加算について所要の整備を行うとと  
もに、文言の整備等の規定の整備を行うものであること。

(第 1 条中第 2 2 条から第 2 4 条まで及び第 2 6 条並びに  
別表第 2 及び別表第 3 の改正関係)

- 2 水道の使用料について、メーター料を廃止し、水道料金の算定においては、  
従来の使用水量のほか、その計量に用いるメーターの口径に応じて行うこと  
とするとともに、料金改定を行うものであること。

(第 2 条中第 2 4 条及び第 2 6 条並びに別表第 2 及び  
別表第 3 の改正関係)

- 3 この条例中、1 については令和 5 年 1 0 月 1 日から、2 については令和 6  
年 1 月 1 日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるも  
のであること。

(改正条例附則関係)

議案第53号 参 考 (1)

池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)対照表

改 正 前	改 正 後
<p>1 池田市水道事業給水条例</p> <p>第1条～第21条 (略)</p> <p>(使用料の支払義務)</p> <p>第22条 使用料は、<u>水道料金及びメーター料とし</u>、水道の利用者から徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(水量の計量)</p> <p>第23条 <u>水道料金算定の基礎</u>となる使用水量(以下「水量」という。)は、メーターにより計量する。ただし、管理者が必要と認めるときは、水量を認定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項ただし書の場合の水量は、<u>毎月均等</u>に使用したものとみなす。</p> <p>4 (略)</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第24条 <u>水道料金は、別表第2により算定した額</u>に消費税等相当額を加算した額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとす</p>	<p>1 池田市水道事業給水条例</p> <p>第1条～第21条 (略)</p> <p>(使用料の支払義務)</p> <p>第22条 使用料は、水道の利用者から徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(水量の計量)</p> <p>第23条 <u>使用料の算定の基礎</u>となる使用水量(以下「水量」という。)は、メーターにより計量する。ただし、管理者が必要と認めるときは、水量を認定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項ただし書の<u>規定により2か月以上の分を一括して計量した場合</u>の水量は、<u>各月均等</u>に使用したものとみなす。</p> <p>4 (略)</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第24条 <u>使用料の額は、各月において水量に応じて算定した水道料金とその計量に用いるメーターの口径に応じて算定したメーター料の合計額</u>(第27</p>

改 正 前	改 正 後
<p>る。)とする。</p> <p><u>2</u> <u>メーター料は、別表第3に定める額に消費税等相当額を加算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。</u></p> <p>3 別表第2に定める水道料金の用途の適用基準については、管理者が別に定める。</p> <p><u>4</u> <u>第2条ただし書の規定により、市域外に供給するときの水道料金は、第1項に定める額の2倍以内とする。</u></p> <p>第25条 (略)</p> <p>(特別の場合における使用料の算定)</p> <p>第26条 <u>使用料算定の基準となる月の途中で使用を開始し、中止し、廃止し、又は給水を停止したときの使用料は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>使用日数が15日以内で水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とし、メーター料についても、2分の1</u></p>	<p><u>条第1項ただし書の規定により2か月分以上の使用料をまとめて徴収する場合は、その各月について算定した額の合計額）に消費税等相当額を加算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>水道料金の額は別表第2により算定し、メーター料の額は別表第3により算定する。</u></p> <p>3 別表第2に定める水道料金の用途<u>（第26条第1項において単に「用途」という。）</u>の適用基準については、管理者が別に定める。</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(特別の場合における使用料の算定)</p> <p>第26条 <u>第24条第2項の規定にかかわらず、使用料の算定の基準となる月の途中で使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときの当該月分の水道料金及びメーター料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>用途が一般の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(2) <u>使用日数が15日以内で水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1か月として算定し、メーター料については2分の1</u></p> <p>(3) <u>使用日数が15日を超えるときは、1か月として算定した金額</u></p>	<p>ア <u>当該月の使用日数が15日以内の場合で、当該月の水量が基本水量(別表第2に定める基本料金に係る水量の上限をいう。以下同じ。)の2分の1以下のとき 水道料金の額にあつては1か月使用したものとした場合の同表により算定した額(以下この項において「1か月水道料金の額」という。)の2分の1の額、メーター料の額にあつては1か月使用したものとした場合の別表第3により算定した額(以下この項において「1か月メーター料の額」という。)の2分の1の額</u></p> <p>イ <u>当該月の使用日数が15日以内の場合で、当該月の水量が基本水量の2分の1を超えるとき 水道料金の額にあつては1か月水道料金の額、メーター料の額にあつては1か月メーター料の額の2分の1の額</u></p> <p>ウ <u>当該月の使用日数が15日を超える場合 水道料金の額にあつては1か月水道料金の額、メーター料の額にあつては1か月メーター料の額</u></p> <p>(2) <u>用途が湯屋又は臨時の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア <u>当該月の使用日数が15日以内の場合 水道料金の額にあつては1か月水道料金の額、メーター料の額にあつては1か月メーター料の額の2分の1の額</u></p> <p>イ <u>当該月の使用日数が15日を超える場合 水道料金の額にあつては1か月水道料金の額、メーター料の額にあつては1か月メーター料の額</u></p>

改 正 前	改 正 後				
<p>第27条～第44条 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第24条関係)</p> <p>水道料金</p> <table border="1" data-bbox="145 855 1122 916"><tr><td>(略)</td></tr></table> <p>別表第3 (第24条関係)</p> <p>メーター料</p> <table border="1" data-bbox="145 1043 1122 1104"><tr><td>(略)</td></tr></table> <p>別表第4・別表第5 (略)</p> <p>2 池田市水道事業給水条例</p> <p>第1条～第23条 (略)</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第24条 使用料の額は、各月において水量に応じて算定した水道料金とその</p>	(略)	(略)	<p><u>2 第24条第2項及び前項の規定にかかわらず、第2条ただし書の規定により市域外に給水する場合の水道料金の額は、第24条第2項の規定により算定した額(使用料の算定の基礎となる月の途中で使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合の当該月の水道料金の額については、1か月使用したものとした場合の同項の規定により算定した額)の2倍以内で管理者が定める額とする。</u></p> <p>第27条～第44条 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第24条、第26条関係)</p> <p>水道料金</p> <table border="1" data-bbox="1167 855 2143 916"><tr><td>(略)</td></tr></table> <p>別表第3 (第24条、第26条関係)</p> <p>メーター料</p> <table border="1" data-bbox="1167 1043 2143 1104"><tr><td>(略)</td></tr></table> <p>別表第4・別表第5 (略)</p> <p>2 池田市水道事業給水条例</p> <p>第1条～第23条 (略)</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第24条 使用料の額は、各月において水量及びその計量に用いるメーターの</p>	(略)	(略)
(略)					

改 正 前	改 正 後
<p>計量に用いるメーターの口径に応じて算定した<u>メーター料の合計額</u>（第27条第1項ただし書の規定により2か月分以上の使用料をまとめて徴収する場合は、その各月について算定した額の合計額）に消費税等相当額を加算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>2 <u>水道料金の額は別表第2により算定し、メーター料の額は別表第3により算定する。</u></p> <p>3 <u>別表第2に定める水道料金の用途（第26条第1項において単に「用途」という。）の適用基準については、管理者が別に定める。</u></p> <p>第25条（略） （特別の場合における使用料の算定）</p> <p>第26条 第24条第2項の規定にかかわらず、使用料の算定の基準となる月の途中で使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときの当該月分の水道料金及びメーター料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 用途が一般の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 当該月の使用日数が15日以内の場合で、当該月の水量が基本水量</p>	<p>口径に応じて算定した<u>水道料金の額</u>（第27条第1項ただし書の規定により2か月分以上の使用料をまとめて徴収する場合は、その各月について算定した<u>水道料金の額</u>の合計額）に消費税等相当額を加算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>2 <u>水道料金の額は、管理者が別に定める基準による水道の用途（第26条第1項において単に「用途」という。）が一般の場合にあっては別表第2、湯屋又は臨時の場合にあっては別表第3により算定する。</u></p> <p>第25条（略） （特別の場合における使用料の算定）</p> <p>第26条 第24条第2項の規定にかかわらず、使用料の算定の基準となる月の途中で使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときの当該月分の水道料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 用途が一般の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 当該月の使用日数が15日以内の場合で、当該月の水量が基本水量</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(別表第2に定める基本料金に係る水量の上限をいう。以下同じ。)の2分の1以下のとき <u>水道料金の額にあつては1か月使用したものとした場合の同表により算定した額(以下この項において「1か月水道料金の額」という。)の2分の1の額、メーター料の額にあつては1か月使用したものとした場合の別表第3により算定した額(以下この項において「1か月メーター料の額」という。)の2分の1の額</u></p> <p>イ <u>当該月の使用日数が15日以内の場合で、当該月の水量が基本水量の2分の1を超えるとき 水道料金の額にあつては1か月水道料金の額、メーター料の額にあつては1か月メーター料の額の2分の1の額</u></p> <p>ウ <u>当該月の使用日数が15日を超える場合 水道料金の額にあつては1か月水道料金の額、メーター料の額にあつては1か月メーター料の額</u></p> <p>(2) 用途が湯屋又は臨時の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア <u>当該月の使用日数が15日以内の場合 水道料金の額にあつては1か月水道料金の額、メーター料の額にあつては1か月メーター料の額の2分の1の額</u></p> <p>イ <u>当該月の使用日数が15日を超える場合 水道料金の額にあつては1か月水道料金の額、メーター料の額にあつては1か月メーター料の額</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(別表第2に定める基本料金に係る水量の上限をいう。)の2分の1以下のとき 1か月使用したものとした場合の<u>同表により算定した額(イにおいて「1か月水道料金の額」という。)の2分の1の額</u></p> <p>イ <u>アに掲げる場合以外の場合 1か月水道料金の額</u></p> <p>(2) 用途が湯屋又は臨時の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア <u>当該月の使用日数が15日以内の場合 1か月使用したものとした場合の別表第3により算定した基本料金の額の2分の1の額と1か月使用したものとした場合の同表により算定した超過料金の額の合計額</u></p> <p>イ <u>当該月の使用日数が15日を超える場合 1か月使用したものとした場合の別表第3により算定した水道料金の額</u></p> <p>2 (略)</p>

改 正 前					改 正 後			
第27条～第44条 (略)					第27条～第44条 (略)			
別表第1 (略)					別表第1 (略)			
別表第2 (第24条、第26条関係)					別表第2 (第24条、第26条関係)			
水道料金					1か月当たりの水道料金 (一般用)			
用途	基本料金 (1か月につき)		超過料金 (1か月1立方メートルにつき)		種別	水量	メーターの口径	金額
	水量	金額	水量	金額				
一般用	8立方メートルまで	710円	8立方メートルを超え10立方メートルまで	75円	基本料金	8立方メートルまで	20ミリメートルまで	800円
			10立方メートルを超え20立方メートルまで	150円			25ミリメートル	1,000円
			20立方メートルを超え30立方メートルまで	205円			30ミリメートル	3,000円
			30立方メートルを超え40立方メートルまで	270円			40ミリメートル	4,000円
			40立方メートルを超え50立方メートルまで	315円			50ミリメートル	8,000円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	352円			75ミリメートル	30,000円
			100立方メートルを超え500立方メートルまで	361円			100ミリメートル	100,000円
			500立方メートルを超え1000立方メートルまで	361円			150ミリメートル	400,000円
						250ミリメートル	650,000円	
				超過料金	8立方メートルを超え	—	75円	
				(1立方	10立方メートルまで			
				メートル	10立方メートルを超え	—	155円	
				につき)	20立方メートルまで			
					20立方メートルを超え	—	215円	
					30立方メートルまで			

改 正 前				改 正 後																																
		500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	366円			30立方メートルを超え40立方メートルまで	260円																													
		1,000立方メートルを超えるもの	371円			40立方メートルを超え50立方メートルまで	300円																													
湯屋用	1立方メートルにつき	60円				50立方メートルを超え100立方メートルまで	330円																													
臨時用	1立方メートルにつき	700円				100立方メートルを超え500立方メートルまで	350円																													
						500立方メートル超	360円																													
<p>別表第3（第24条、第26条関係）</p> <p>メーター料</p> <p style="text-align: right;">（1か月1個につき）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20ミリメートルまで</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>70円</td> </tr> <tr> <td>30ミリメートル</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>				メーターの口径	金額	20ミリメートルまで	50円	25ミリメートル	70円	30ミリメートル	200円	40ミリメートル	300円	<p>備考 1個のメーターを2戸以上で使用する場合の各戸における基本料金の額は、メーターの口径が20ミリメートルまでのものに適用される金額とする。</p> <p>別表第3（第24条、第26条関係）</p> <p>1か月当たりの水道料金（湯屋用・臨時用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>メーターの口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">基本料金</td> <td>湯屋用及び臨時用</td> <td>20ミリメートルまで</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25ミリメートル</td> <td>70円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30ミリメートル</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40ミリメートル</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50ミリメートル</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>				種別	メーターの口径	金額	基本料金	湯屋用及び臨時用	20ミリメートルまで	50円		25ミリメートル	70円		30ミリメートル	200円		40ミリメートル	300円		50ミリメートル	2,000円
メーターの口径	金額																																			
20ミリメートルまで	50円																																			
25ミリメートル	70円																																			
30ミリメートル	200円																																			
40ミリメートル	300円																																			
種別	メーターの口径	金額																																		
基本料金	湯屋用及び臨時用	20ミリメートルまで	50円																																	
		25ミリメートル	70円																																	
		30ミリメートル	200円																																	
		40ミリメートル	300円																																	
		50ミリメートル	2,000円																																	

改 正 前		改 正 後	
50ミリメートル	2,000円	75ミリメートル	2,300円
75ミリメートル	2,300円	100ミリメートル	3,000円
100ミリメートル	3,000円	150ミリメートル以上	12,000円
150ミリメートル	12,000円	超過料金（1立方メートルにつき）	湯屋用 60円
口径200ミリメートル以上については、管理者がその都度定める。			臨時用 700円
別表第4・別表第5（略）		別表第4・別表第5（略）	

## I. 水道料金の改定理由

水道事業は、昭和12年に創設認可を受け、これまでに6次にわたる拡張事業を経て、市勢の伸展に伴う水需要に対応してきた。

平成23年度から施設整備事業を実施し、既存施設の耐震化・更新に取り組み、さらに令和5年度から危機管理体制の充実に向けて取り組んでいる。

また、事業経営の健全化に向けた取組を行い、平成5年11月の料金改定以来、純利益の計上を続け、平成26年1月に水道料金とメーター料の見直しに伴い減額改定を行った。

しかし、近年、市民の節水意識の高まり、節水機器の普及、加えて大口使用者の使用水量の減少により、水需要が減少し、料金収入が減少している。一方、今後は更新時期を迎えた施設が増加し、災害に強い水道施設の整備のため、多額の事業費が必要となっている。

将来にわたって安全で安定した水道水を継続して供給していくために、平成29年度に上下水道事業経営戦略を策定し、以後5年ごとに見直しを行い経営基盤の強化を図っている。上下水道事業経営戦略では、水需要の増減に収入が影響されにくく、投資に係る費用負担が明確な料金体系として、従来の用途別料金体系から、口径別料金体系への変更を掲げており、将来にわたって安定的な水道事業の財源が確保できる料金体系の構築が必要であると考えている。

現在の使用料は、基本料金と超過料金の組み合わせによる水道料金とメーター料から構成しており、生活用水への配慮と水の大量使用を抑制するために、使用水量が増えるほど単価が高くなる逡増制を採用しているが、水需要の変化に対応した費用負担への見直しが必要であると考えている。

このような状況を踏まえ、今回の料金改定については、水道料金の用途別料金体系から口径別料金体系への料金体系の見直しを行うものである。

また、今後、収支バランスを考えながら、健全な事業経営を継続するため、定期的な上下水道事業経営戦略の見直しの中で、水道料金の検討を行う必要があると考えている。

## Ⅱ. 水道料金の改定に当たっての基本的な考え方

### 1. 水道料金の改定

#### 料金体系の変更

基本料金については、水需要の増減に収入が影響されにくい体系として、費用負担の公平性を図るため、用途別料金体系から口径別料金体系（用途別口径別併用料金体系）への変更を行い、メーター料を廃止する。

#### (1) 一般用

##### ・基本水量

基本料金の上限水量については、近年の1か月1人当たりの使用量を勘案し、現行どおり8 m<sup>3</sup>とする。

##### ・超過料金の改定

逡増度の緩和を行うため、大口使用者の超過料金について一定程度引下げを行う。

#### (2) 湯屋用・臨時用

口径別の基本料金を設定し、超過料金については現行どおり据え置く。

### 2. 改定期間

今回の水道料金の改定は、5年程度継続するものとし、以後、定期的に見直しを行う。

### 3. 改定率

水道料金の平均改定率 4.73%

### 4. 施行年月日

令和6年1月1日

### Ⅲ. 水道料金及びメーター料 現行・改定後比較表

#### ◎水道料金（税抜）

（単位：円／月）

##### （１）一般用

種別	ランク	水量	口径	金額		差額	改定率	
				現行	改定後			
基本料金	Ⅰ	8m <sup>3</sup> まで	20mmまで	710	800	90	12.7%	
			25mm	710	1,000	290	40.8%	
			30mm	710	3,000	2,290	322.5%	
			40mm	710	4,000	3,290	463.4%	
			50mm	710	8,000	7,290	1026.8%	
			75mm	710	30,000	29,290	4125.4%	
			100mm	710	100,000	99,290	13984.5%	
			150mm	710	400,000	399,290	56238.0%	
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)			250mm	710	650,000	649,290	91449.3%	
			Ⅱ	8m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> まで	75	75	0	0.0%
			Ⅲ	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	150	155	5	3.3%
			Ⅳ	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	205	215	10	4.9%
			Ⅴ	30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	270	260	▲ 10	▲ 3.7%
			Ⅵ	40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	315	300	▲ 15	▲ 4.8%
			Ⅶ	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	352	330	▲ 22	▲ 6.3%
			Ⅷ	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	361	350	▲ 11	▲ 3.0%
			Ⅸ	500m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで	366	360	▲ 6	▲ 1.6%
			Ⅹ	1,000m <sup>3</sup> を超えるもの	371	360	▲ 11	▲ 3.0%

##### （２）湯屋用・臨時用

種別	用途	口径	金額		差額	改定率
			現行	改定後		
基本料金	湯屋用及び臨時用	20mmまで	0	50	50	皆増
		25mm	0	70	70	皆増
		30mm	0	200	200	皆増
		40mm	0	300	300	皆増
		50mm	0	2,000	2,000	皆増
		75mm	0	2,300	2,300	皆増
		100mm	0	3,000	3,000	皆増
		150mm以上	0	12,000	12,000	皆増
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	湯屋用		60	60	0	0.0%
	臨時用		700	700	0	0.0%

#### ◎メーター料（税抜）

（単位：円／月）

口径	金額		差額	改定率
	現行	改定後		
20mmまで	50	0	▲ 50	皆減
25mm	70	0	▲ 70	皆減
30mm	200	0	▲ 200	皆減
40mm	300	0	▲ 300	皆減
50mm	2,000	0	▲ 2,000	皆減
75mm	2,300	0	▲ 2,300	皆減
100mm	3,000	0	▲ 3,000	皆減
150mm以上	12,000	0	▲ 12,000	皆減

IV. 収益的収支の推計 改定後

(単位：千円・税抜)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
水道事業収益	2,462,129	2,382,753	2,209,836	2,174,599	2,191,928
給水収益	1,992,249	1,938,658	1,860,884	1,668,942	1,618,181
口径別納付金	218,460	208,080	136,500	122,520	150,600
長期前受金戻入	123,741	134,347	146,546	139,486	139,844
その他	127,679	101,668	65,906	243,651	283,303
水道事業費用	2,086,226	2,011,928	2,099,829	2,057,084	2,174,945
職員給与費	367,474	323,884	354,877	332,832	361,937
委託料	283,638	270,217	303,281	299,276	330,748
修繕費	82,750	40,420	61,149	75,933	41,479
減価償却費	802,177	881,075	896,702	905,270	896,770
支払利息	126,832	121,239	114,035	107,609	100,693
その他	423,355	375,093	369,785	336,164	443,318
当年度純損益	375,903	370,825	110,007	117,515	16,983
内部留保資金残高	2,685,057	3,079,345	3,088,946	3,075,100	2,868,679

(単位：千円・税抜)

年 度	R5	R6	R7	R8	R9
水道事業収益	2,157,562	2,245,620	2,212,955	2,197,638	2,193,352
給水収益	1,778,773	1,854,877	1,846,167	1,836,117	1,831,176
口径別納付金	131,880	131,880	131,880	131,880	131,880
長期前受金戻入	139,370	132,113	108,158	102,891	103,546
その他	107,539	126,750	126,750	126,750	126,750
水道事業費用	2,418,170	2,191,590	2,145,707	2,187,073	2,189,991
職員給与費	398,299	398,299	398,299	398,299	398,299
委託料	343,325	341,645	341,645	341,645	341,645
修繕費	50,520	50,520	50,520	50,520	50,520
減価償却費	918,005	859,048	813,350	816,979	896,560
支払利息	104,706	91,872	91,687	89,424	87,761
その他	603,315	450,206	450,206	490,206	415,206
当年度純損益	▲ 260,608	54,030	67,248	10,565	3,361
内部留保資金残高	2,444,736	2,096,402	1,739,947	1,208,712	721,866

V. 収益的収支の推計 現行・改定後比較表

改定後 (単位：千円・税抜)

年 度	R5	R6	R7	R8	R9
水道事業収益	2,157,562	2,245,620	2,212,955	2,197,638	2,193,352
内 給水収益	1,778,773	1,854,877	1,846,167	1,836,117	1,831,176
水道事業費用	2,418,170	2,191,590	2,145,707	2,187,073	2,189,991
当年度純損益	▲ 260,608	54,030	67,248	10,565	3,361
内部留保資金残高	2,444,736	2,096,402	1,739,947	1,208,712	721,866

現行 (単位：千円・税抜)

年 度	R5	R6	R7	R8	R9
水道事業収益	2,146,065	2,168,181	2,135,884	2,120,991	2,116,905
内 給水収益	1,768,065	1,777,438	1,769,096	1,759,470	1,754,729
水道事業費用	2,416,493	2,191,590	2,145,707	2,187,073	2,189,991
当年度純損益	▲ 270,428	▲ 23,409	▲ 9,823	▲ 66,082	▲ 73,086
内部留保資金残高	2,434,916	2,009,143	1,575,617	967,735	404,442

増 減 (単位：千円・税抜)

年 度	R5	R6	R7	R8	R9
水道事業収益	11,497	77,439	77,071	76,647	76,447
内 給水収益	10,708	77,439	77,071	76,647	76,447
水道事業費用	1,677	0	0	0	0
当年度純損益	9,820	77,439	77,071	76,647	76,447
内部留保資金残高	9,820	87,259	164,330	240,977	317,424

## VI. 北摂7市 一般家庭用水道料金及びメーター料 単価調書

項目	市名	池田市（現行）	池田市（改定後）	豊中市	吹田市						
	適用年月日	H26. 1. 1	R6. 1. 1	H22. 11. 1	R2. 4. 1						
基本料金	基本水量	8m <sup>3</sup>		—	—						
	口径（mm）	710									
	13							(50)	800	760	900
	20							(50)	800	760	990
	25							(70)	1,000	760	1,250
	30							(200)	3,000	920	1,500
	40							(300)	4,000	1,160	2,700
	50							(2,000)	8,000	1,700	4,900
	75							(2,300)	30,000	3,860	11,000
	100							(3,000)	100,000	6,020	31,000
	150							(12,000)	400,000	17,910	126,000
	200							—	—	40,180	280,000
250以上	(12,000)	650,000	71,070	512,000							
超過料金（従量料金）	水量（m <sup>3</sup> ）				小口径 （～25mm）	中口径 （～50mm）	大口径 （～250mm）				
		【9m <sup>3</sup> ～】	【9m <sup>3</sup> ～】		【7m <sup>3</sup> ～】						
	1～10	75	75	20	40	60	60				
	11～20	150	155	131	140	200	200				
	21～30	205	215	211	200	200	200				
	31～40	270	260	268	250	250	290				
	41～50	315	300	268	250	250	290				
	51～100	352	330	338	290	290	290				
	101～300	361	350	377	290	290	290				
	301～500	361	350	377	330	330	330				
501～1000	366	360	421	330	330	330					
1001～	371	360	421	330	330	330					
逡増度	4. 31	3. 79	4. 39	2. 87							

- ※備考 1. （ ）内の金額は、メーター料。メーター料を徴収していない市は、口径ごと
2. 基本水量を設定していない市は、1 m<sup>3</sup>から従量に応じた金額を加算。
3. 逡増度とは、超過料金（従量料金）の最高単価が、10 m<sup>3</sup>使用時（口径20mm）

1 か月当たり (単位：円・税抜)

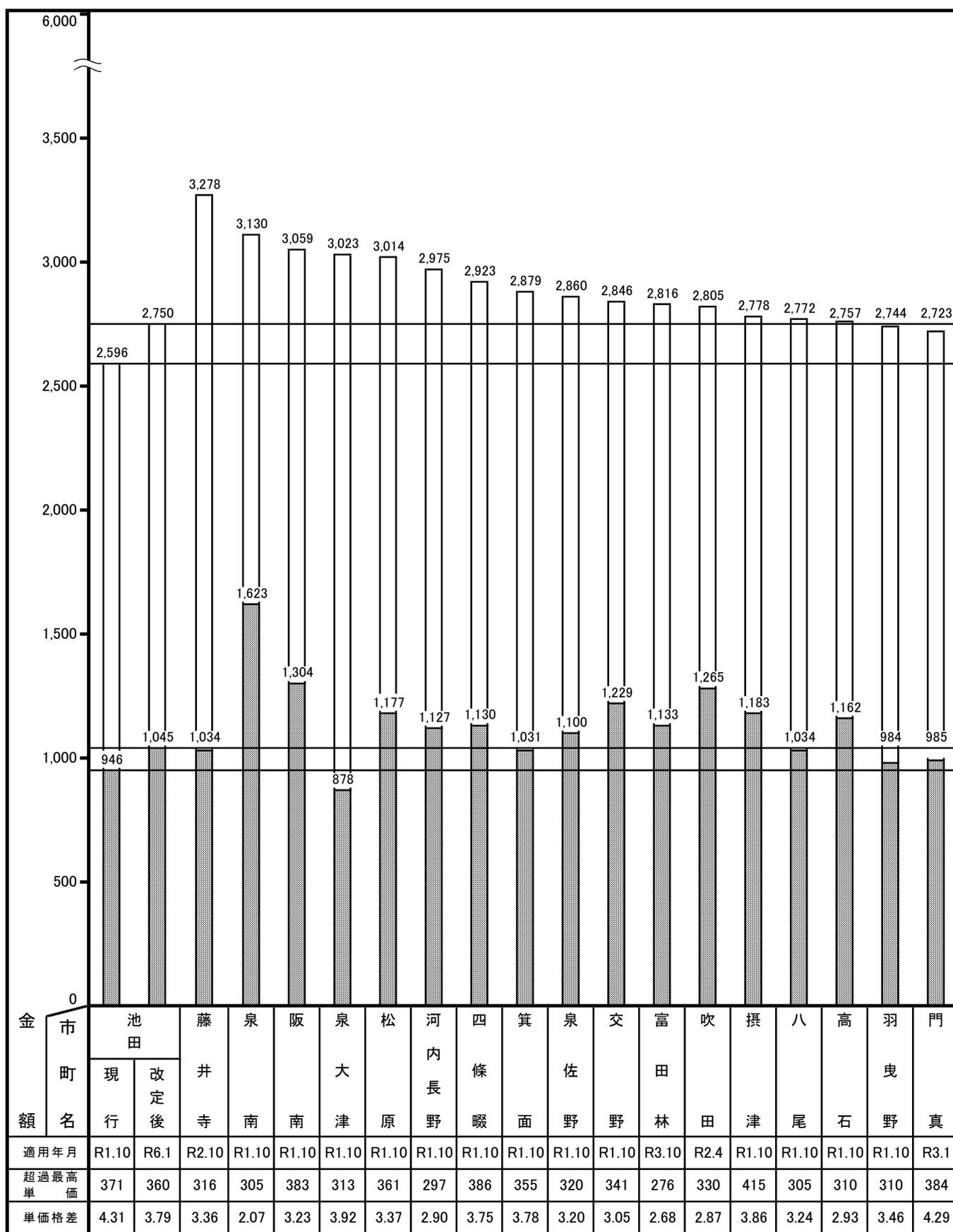
高槻市		茨木市		箕面市		摂津市	
H30. 7. 1		H22. 10. 1		H30. 7. 1		H22. 10. 1	
—		—		8m <sup>3</sup>		6m <sup>3</sup> (口径20mm以下)	
690		500		686	(25)	680	
690		850			(50)	680	
690		1, 350			(50)	1, 380	
3, 640		1, 350			(100)	6, 400	
6, 630		26, 000			(125)	6, 400	
13, 260		42, 000			(850)	11, 300	
30, 550		120, 000			(1, 000)	30, 600	
59, 800		250, 000			(1, 150)	59, 200	
162, 110		620, 000			(2, 050)	158, 000	
313, 300		3, 000, 000			—	316, 000	
—		—		—	—		
小口径 (~25mm)	大口径 (~200mm)			【9m <sup>3</sup> ~】	【8m <sup>3</sup> まで59】 (口径20mm以下)		
【6m <sup>3</sup> まで10】		55	126	139			
25	135	80	168	145			
135	135	130	192	175			
195	195	170	230	255			
215	215	200	230	255			
215	215	220	255	330			
270	270	240	285	370			
270	270	240	320	370			
320	320	250	355	385			
320	320	250	355	415			
340	340						
4. 00	1. 79	3. 78	3. 86				

(令和5年8月1日現在)

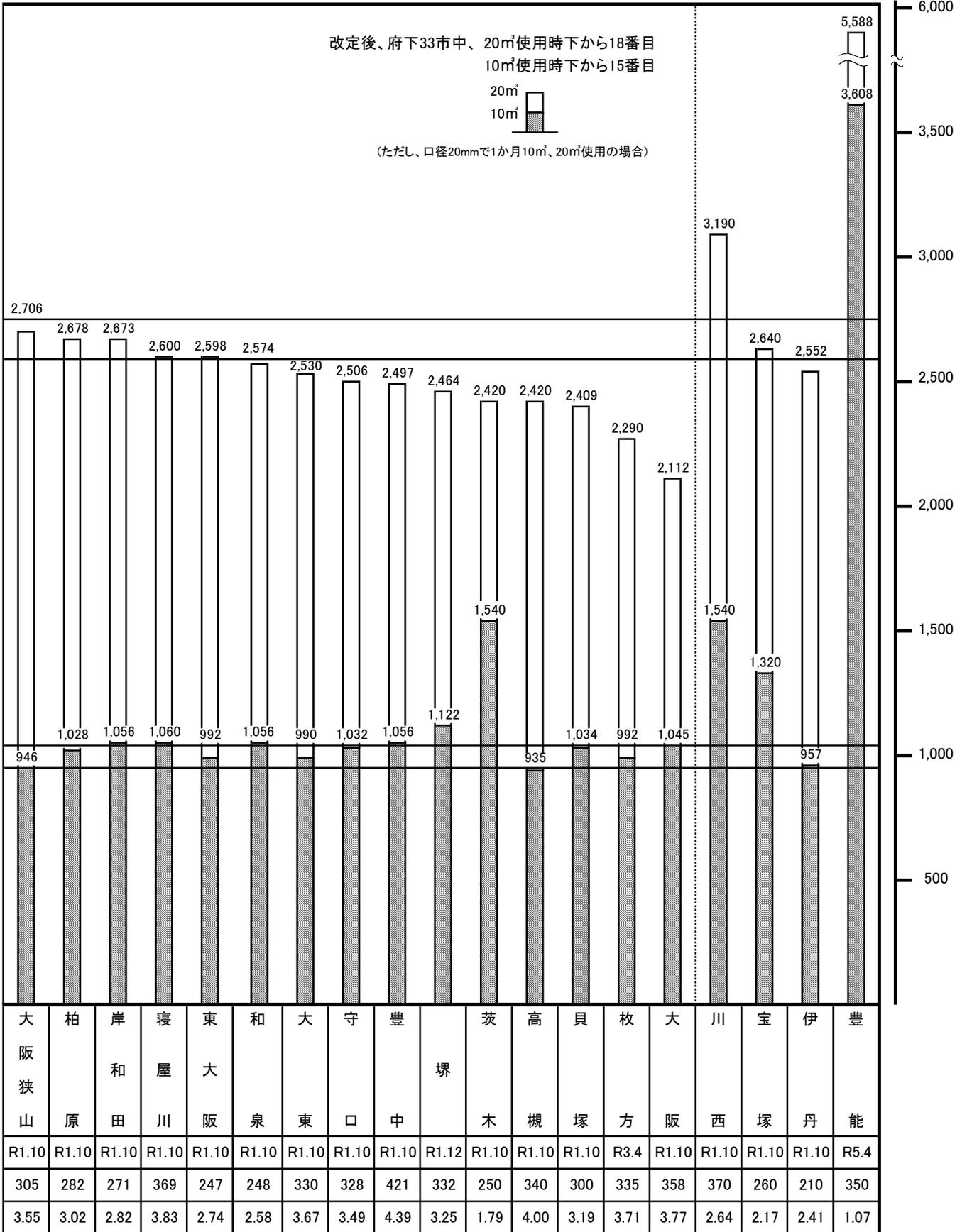
に基本料金を設定。

の1 m<sup>3</sup>当たり単価の何倍になっているかを示す指標。

VII. 各市一般家庭用水道料金比較表



(単位 円・税込)



(令和5年8月1日現在)



議案第 5 4 号

## 池田市下水道条例の一部改正について

池田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

### 理 由

下水道の使用料について、適格請求書等保存方式の開始に伴う所要の規定の整備を行うとともに、公共下水道事業の健全経営に資するよう、水需要の変化に対応した改定を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市下水道条例の一部を改正する条例（案）

池田市下水道条例（昭和42年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「毎使用月」を「各使用月」に、「応じ、」を「応じて」に改め、「算定した額」の次に「（前条第2項ただし書の規定により2使用月以上の使用料を一括して徴収する場合は、その各使用月について算定した額の合計額）」を加え、「額とする」を「額」に改め、「する。）」の次に「とする」を加える。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第15条関係）

1か月当たりの料金

種別		汚水の量	金額
一般汚水	基本料金	8立方メートルまで	540円
	超過料金（1立方メートルにつき）	8立方メートルを超え 10立方メートルまで	43円
		10立方メートルを超え 20立方メートルまで	86円
		20立方メートルを超え 30立方メートルまで	105円
		30立方メートルを超え 40立方メートルまで	127円
		40立方メートルを超え 50立方メートルまで	152円

	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	172円
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	202円
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	233円
	1,000立方メートル超	237円
浴場汚水（1立方メートルにつき）	—	11円

別表備考3中「使用料算定」を「使用料の算定」に、「中止」を「中止し、」に、「使用料は次のとおり」を「当該月分の料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同表備考3各号を次のように改める。

- (1) 種別が一般汚水の場合で、当該月の使用日数が15日以内で当該月の汚水の量が上表に定める基本料金に係る汚水の量の上限の2分の1以下のとき 上表に定める基本料金の額の2分の1の額
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 1か月使用したものとした場合の上表により算定した額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第15条第1項及び別表備考3の改正規定並びに次項の規定は令和5年10月1日から、同表（備考を除く。）の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第15条第1項の規定は、同項の改正規定の施行の日以後に請求をする使用料の算定について適用する。
- 3 この条例による改正後の別表の規定は、同表（備考を除く。）の改正規定

の施行の日以後の使用に係る使用料の算定について適用し、同日前の使用に係る使用料の算定については、なお従前の例による。

- 4 前項の規定にかかわらず、別表（備考を除く。）の改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料と同日前の使用に係る使用料を合わせて請求をする場合にあっては、これらの使用料の算定については、同日以後においても、なお従前の例による。

## 池田市下水道条例の一部改正について

- 1 1 請求書当たり消費税額の算定における端数処理を税率ごとに1回とする  
適格請求書等保存方式に対応するため、下水道の使用料の算定における消費  
税等相当額の加算について所要の整備を行うものであること。

(第15条の改正関係)

- 2 1のほか、下水道の使用料の算定について次の整備を行うものであること。  
(1) 下水道の使用料の改定を行うものであること。  
(2) 料金表の適用における備考について所要の整備を行うものであること。

(別表の改正関係)

- 3 この条例中、1及び2の(2)については令和5年10月1日から、2の(1)  
については令和6年1月1日から施行するものであること。また、所要の経  
過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第54号 参 考 (1)

池田市下水道条例の一部を改正する条例 (案) 対照表

改 正 前			改 正 後				
第1条～第14条 (略) (使用料の算定方法)			第1条～第14条 (略) (使用料の算定方法)				
第15条 使用料の額は、 <u>毎使用月</u> において使用者が排除した汚水の量に <u>応じ、別表により算定した額</u> に消費税法 (昭和63年法律第108号) に基づく消費税額及び地方税法 (昭和25年法律第226号) に基づく地方消費税額に相当する額を加算した <u>額とする</u> (その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)			第15条 使用料の額は、 <u>各使用月</u> において使用者が排除した汚水の量に <u>応じて別表により算定した額</u> (前条第2項ただし書の規定により2使用月以上の使用料を一括して徴収する場合は、その各使用月について算定した額の合計額) に消費税法 (昭和63年法律第108号) に基づく消費税額及び地方税法 (昭和25年法律第226号) に基づく地方消費税額に相当する額を加算した <u>額</u> (その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) <u>とする</u> 。				
2 (略)			2 (略)				
第16条～第30条 (略)			第16条～第30条 (略)				
別表 (第15条関係)			別表 (第15条関係)				
			1か月当たりの料金				
	区分	汚水量	使用料	種別	汚水の量	金額	
一般汚水		基本料金 (1か月8立方メートルまでの分)	470円	一般汚水	基本料金	8立方メートルまで	540円
		8立方メートルを超え10立方メートルまでの分 (1立方メートルにつき)	35円		超過料金 (1立方メートルにつき)	8立方メートルを超え10立方メートルまで	43円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	69円				

改 正 前			改 正 後		
	での分（1立方メートルにつき）			10立方メートルを超え 20立方メートルまで	86円
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分（1立方メートルにつき）	85円		20立方メートルを超え 30立方メートルまで	105円
	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分（1立方メートルにつき）	103円		30立方メートルを超え 40立方メートルまで	127円
	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分（1立方メートルにつき）	123円		40立方メートルを超え 50立方メートルまで	152円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分（1立方メートルにつき）	139円		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	172円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分（1立方メートルにつき）	163円		100立方メートルを超え 500立方メートルまで	202円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分（1立方メートルにつき）	188円		500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	233円
	1,000立方メートルを超える分（1立方メートルにつき）	206円		1,000立方メートル超	237円
浴場汚水	1立方メートルにつき	11円	浴場汚水（1立方メートルにつき）	—	11円
備考			備考		
1・2 （略）			1・2 （略）		
3 使用料算定の基準となる月の途中で使用を開始し、中止又は廃止したときの使用料は次のとおりとする。			3 使用料の算定の基準となる月の途中で使用を開始し、中止し、又は廃止したときの当該月分の料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応		

改 正 前	改 正 後
<p>(1) <u>使用日数が15日以内で汚水量が基本料金に係る汚水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額</u></p> <p>(2) <u>使用日数が15日以内で汚水量が基本料金に係る汚水量の2分の1を超えるときは、1か月として算定した額</u></p> <p>(3) <u>使用日数が15日を超えるときは、1か月として算定した額</u></p>	<p><u>じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>種別が一般汚水の場合で、当該月の使用日数が15日以内で当該月の汚水の量が上表に定める基本料金に係る汚水の量の上限の2分の1以下のとき 上表に定める基本料金の額の2分の1の額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合以外の場合 1か月使用したものとした場合の上表により算定した額</u></p>

## I. 下水道使用料の改定理由

公共下水道事業は、昭和28年に旧市街地の下水道事業認可を取得し、事業に着手した。その後、逐次計画区域の拡充を図り、良好な都市環境の整備と公共用水域の水質保全に取り組んできた。

現在、人口普及率は100%となり、建設から更新・危機管理体制の充実に主体とした経営に転換している。

平成21年度には、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し、経営状況の明確化及び使用料対象原価の明確化を行い、また、平成26年1月には、下水道使用料の改定を実施し、経営基盤の強化を図ってきたところである。

しかし、節水機器の普及や大口使用者の汚水量の減少により、下水道使用料の収入が減少しており、水道事業と同様に、今後は更新時期を迎えた施設が増加し、災害に強い施設の整備のため、多額の事業費が必要となっている。

将来にわたって安全で安定した生活基盤の提供を継続していくために、平成29年度に上下水道事業経営戦略を策定し、以後5年ごとに見直しを行い経営基盤の強化を図っている。

上下水道事業経営戦略策定以降、大口使用者の水需要の動向に収入が影響を受けており、令和4年度以降は赤字決算が続くことが予想され、公共下水道事業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。

現在の下水道使用料は、水道料金と同様に、生活汚水への配慮と水の大量使用を抑制するために、使用水量が増えるほど単価が高くなる逡増制を採用しているが、水需要の変化に対応した費用負担への見直しが必要であると考えている。

このような状況の中で、経営の健全化を図るため、下水道使用料を改定するに至ったものである。

また、今後、収支バランスを考えながら、健全な事業経営を継続するため、定期的な上下水道事業経営戦略の見直しの中で、下水道使用料の検討を行う必要があると考えている。

## Ⅱ. 下水道使用料の改定に当たっての基本的な考え方

### 1. 下水道使用料の改定

#### (1) 一般汚水

- ・基本料金、超過料金の改定

確保すべき資金残高を想定し、基本料金、超過料金について、一定程度引上げを行う。

- ・基本水量

基本料金の上限汚水量については、近年の1か月1人当たりの使用量を勘案し、現行どおり8 m<sup>3</sup>とする。

#### (2) 浴場汚水

浴場汚水の下水道使用料については、現行どおり据え置く。

### 2. 改定期間

今回の下水道使用料の改定は、5年程度継続するものとし、以後、定期的に見直しを行う。

### 3. 改定率

下水道使用料の平均改定率 19.76%

### 4. 施行年月日

令和6年1月1日

### Ⅲ. 下水道使用料 現行・改定後比較表

◎下水道使用料（税抜）

（単位：円／月）

区分	種別	ランク	汚水の量	金額		差額	改定率
				現行	改定後		
一般 汚水	基本料金	I	8m <sup>3</sup> まで	470	540	70	14.9%
	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	II	8m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> まで	35	43	8	22.9%
		III	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	69	86	17	24.6%
		IV	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	85	105	20	23.5%
		V	30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	103	127	24	23.3%
		VI	40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	123	152	29	23.6%
		VII	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	139	172	33	23.7%
		VIII	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	163	202	39	23.9%
		IX	500m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで	188	233	45	23.9%
		X	1,000m <sup>3</sup> を超えるもの	206	237	31	15.0%
浴場汚水			1m <sup>3</sup> につき	11	11	0	0.0%

IV. 収益的収支の推計 改定後

(単位：千円・税抜)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
下水道事業収益	2,946,121	2,895,491	2,745,690	2,698,085	2,595,800
下水道使用料	1,122,399	1,104,583	1,049,461	927,506	854,798
雨水処理負担金	650,575	660,858	647,501	637,885	635,405
一般会計補助金	80,004	82,624	76,698	184,755	186,708
長期前受金戻入	1,071,161	1,010,341	936,787	899,284	876,392
そ の 他	21,982	37,085	35,243	48,655	42,497
下水道事業費用	2,810,310	2,759,939	2,647,141	2,623,341	2,684,782
職員給与費	191,748	192,486	193,274	191,971	184,904
委 託 料	310,034	308,487	315,467	305,121	323,444
修 繕 費	64,708	77,490	57,569	57,882	47,124
負 担 金	151,372	143,018	142,603	135,398	162,868
減価償却費	1,673,202	1,604,825	1,543,325	1,502,924	1,464,720
支 払 利 息	141,270	134,221	126,809	123,310	119,216
そ の 他	277,976	299,412	268,094	306,735	382,506
当年度純損益	135,811	135,552	98,549	74,744	▲ 88,982
内部留保資金残高	1,875,267	2,026,191	2,170,257	2,198,312	2,152,254

(単位：千円・税抜)

年 度	R5	R6	R7	R8	R9
下水道事業収益	2,662,294	2,766,180	2,708,333	2,639,408	2,613,456
下水道使用料	935,471	1,096,815	1,091,836	1,086,090	1,083,417
雨水処理負担金	743,531	739,795	731,276	721,310	712,915
一般会計補助金	94,040	86,274	86,125	85,972	85,816
長期前受金戻入	859,437	834,481	790,281	737,221	722,493
そ の 他	29,815	8,815	8,815	8,815	8,815
下水道事業費用	2,872,730	2,764,418	2,704,774	2,629,996	2,610,927
職員給与費	236,498	236,498	236,498	236,498	236,498
委 託 料	344,658	344,658	344,658	344,658	344,658
修 繕 費	63,075	63,075	63,075	63,075	63,075
負 担 金	169,201	188,412	191,612	194,812	198,012
減価償却費	1,477,217	1,482,100	1,424,039	1,349,065	1,348,437
支 払 利 息	134,097	119,596	114,813	111,809	109,168
そ の 他	447,984	330,079	330,079	330,079	311,079
当年度純損益	▲ 210,436	1,762	3,559	9,412	2,529
内部留保資金残高	1,881,963	1,777,591	1,679,314	1,542,960	1,364,983

V. 収益的収支の推計 現行・改定後比較表

改定後 (単位：千円・税抜)

年 度	R5	R6	R7	R8	R9
下水道事業収益	2,662,294	2,766,180	2,708,333	2,639,408	2,613,456
内 下水道使用料	935,471	1,096,815	1,091,836	1,086,090	1,083,417
下水道事業費用	2,872,730	2,764,418	2,704,774	2,629,996	2,610,927
当年度純損益	▲ 210,436	1,762	3,559	9,412	2,529
内部留保資金残高	1,881,963	1,777,591	1,679,314	1,542,960	1,364,983

現 行 (単位：千円・税抜)

年 度	R5	R6	R7	R8	R9
下水道事業収益	2,644,350	2,585,210	2,528,184	2,460,207	2,434,697
内 下水道使用料	917,527	915,845	911,687	906,889	904,658
下水道事業費用	2,871,953	2,764,418	2,704,774	2,629,996	2,610,927
当年度純損益	▲ 227,603	▲ 179,208	▲ 176,590	▲ 169,789	▲ 176,230
内部留保資金残高	1,864,796	1,579,454	1,301,028	985,473	628,737

増 減 (単位：千円・税抜)

年 度	R5	R6	R7	R8	R9
下水道事業収益	17,944	180,970	180,149	179,201	178,759
内 下水道使用料	17,944	180,970	180,149	179,201	178,759
下水道事業費用	777	0	0	0	0
当年度純損益	17,167	180,970	180,149	179,201	178,759
内部留保資金残高	17,167	198,137	378,286	557,487	736,246

VI. 北摂7市 下水道使用料 単価調書

項目	市名	池田市(現行)	池田市(改定後)	豊中市
	適用年月日	H26.1.1	R6.1.1	H22.11.1
基本料金	基本水量	8m <sup>3</sup>	8m <sup>3</sup>	—
	料金	470	540	422
超過料金 (従量料金)	水量 (m <sup>3</sup> )			
	1～10	【9m <sup>3</sup> ～】 35	【9m <sup>3</sup> ～】 43	10
	11～20	69	86	77
	21～30	85	105	97
	31～40	103	127	97
	41～50	123	152	97
	51～100	139	172	116
	101～300	163	202	143
	301～500	163	202	143
	501～1000	188	233	183
1001～	206	237	225	
逦増度		3.81	3.79	4.31

- ※備考 1. 基本水量を設定していない市は、1 m<sup>3</sup>から従量に応じた金額を加算。  
 2. 逦増度とは、超過料金(従量料金)の最高単価が、10 m<sup>3</sup>使用時の1 m<sup>3</sup>

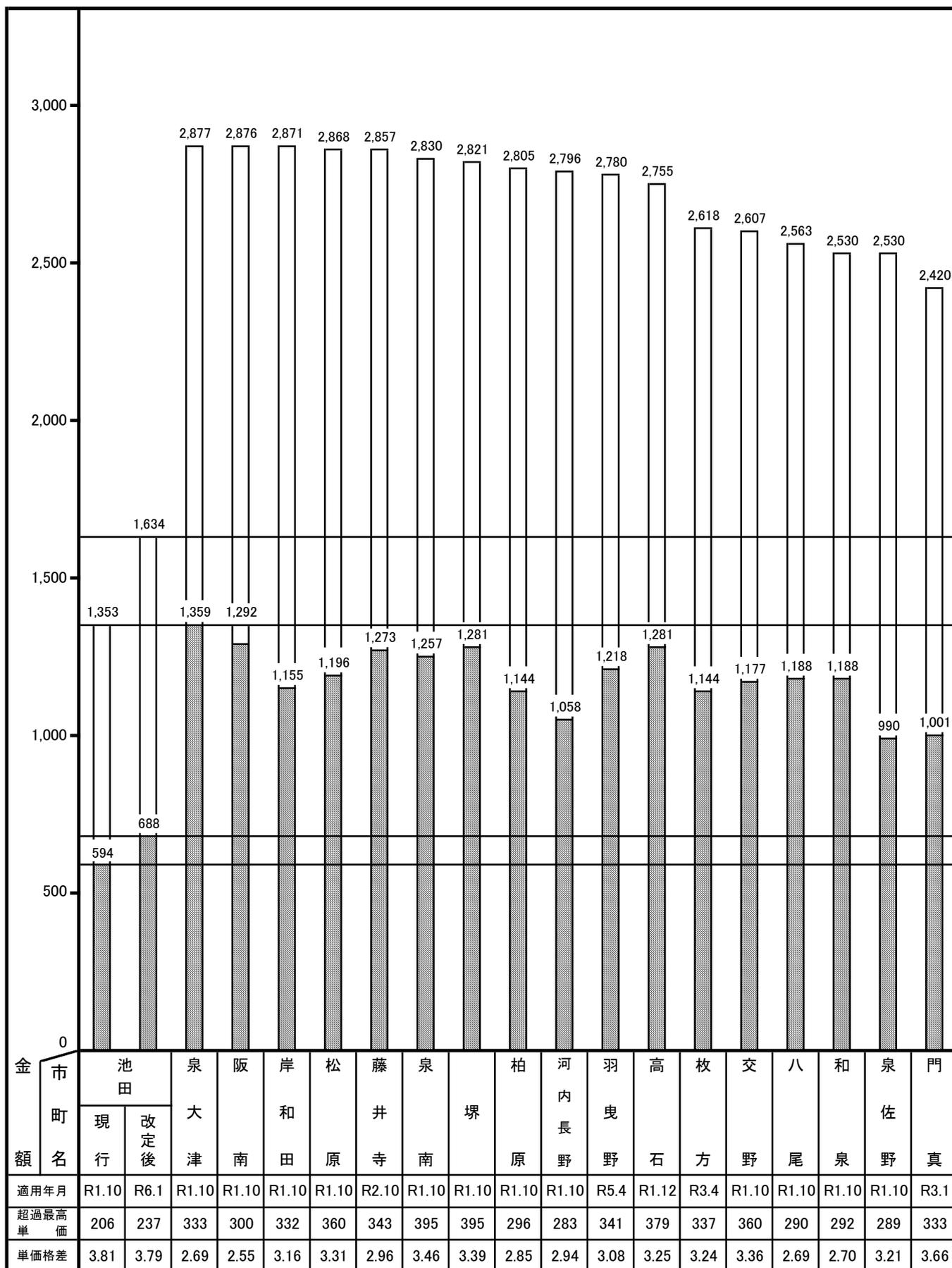
1 か月当たり (単位：円・税抜)

吹田市	高槻市	茨木市	箕面市	摂津市
H16. 3. 1	H13. 12. 1	H29. 4. 1	H28. 4. 1	H19. 10. 1
10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	—	8m <sup>3</sup>	6m <sup>3</sup>
683	767	500	578	570
		37	【9m <sup>3</sup> ～】 78	【7m <sup>3</sup> ～】 95
78	102	98	96	114
96	169	126	112	144
115	169	144	128	166
115	169	150	128	166
145	198	189	146	185
145	198	206	167	205
174	239	206	192	205
174	239	225	220	215
224	274	225	220	260
3. 28	3. 57	2. 59	3. 00	2. 74

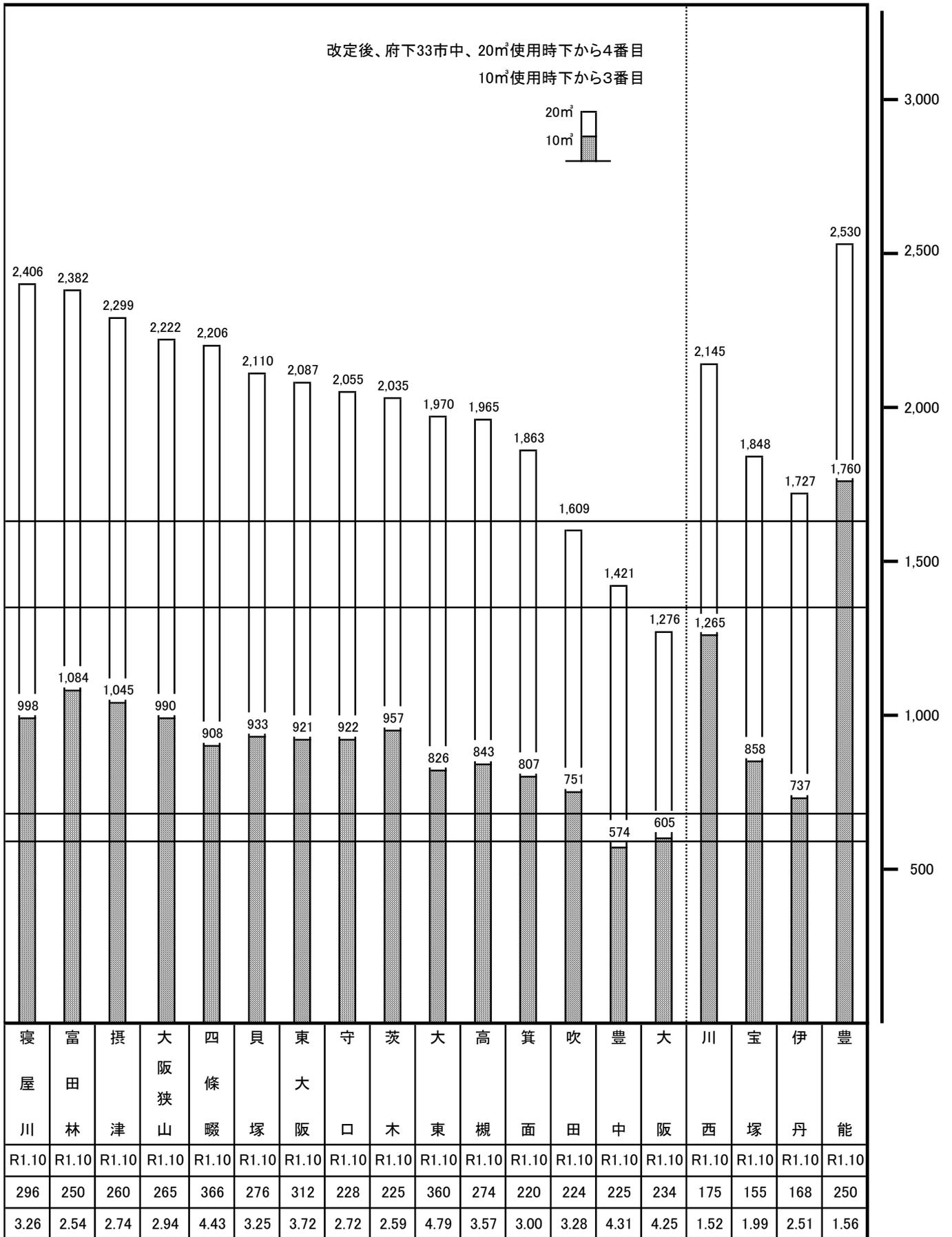
(令和5年8月1日現在)

当たり単価の何倍になっているかを示す指標。

VII. 各市下水道使用料比較表



(単位 円・税込)



(令和5年8月1日現在)

議案第 55 号

池田市空家等対策協議会条例の一部改正について

池田市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例（案）

池田市空家等対策協議会条例（平成28年池田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第3条第2項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

池田市空家等対策協議会条例の一部改正について

- 1 引用条項を改めるものであること。

(第 1 条から第 3 条までの改正関係)

- 2 この条例は、公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第55号 参 考

池田市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条第1項</u>に規定する協議及び池田市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例（令和2年池田市条例第4号。以下「管理条例」という。）第10条に規定する施策の協議を行うため、本市に池田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、<u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項並びに管理条例第10条に規定する施策に関する事項を協議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、<u>法第7条第2項</u>に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>に規定する協議及び池田市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例（令和2年池田市条例第4号。以下「管理条例」という。）第10条に規定する施策の協議を行うため、本市に池田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、<u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項並びに管理条例第10条に規定する施策に関する事項を協議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、<u>法第8条第2項</u>に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p>

議案第 56 号

## 池田市火災予防条例の一部改正について

池田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う所要の規定の整備等を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

池田市火災予防条例（昭和37年池田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2及び第3号の3を次のように改める。

(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

(3)の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。

第11条第2項ただし書中「造り」を「造られ」に、「おおわれた」を「覆われた」に改め、「ときは」の次に「、当該外壁との距離にあつては」を加える。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、当該面する外壁との距離においては」を「次に

掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき、当該外壁との距離

イ 分離型のものにあつては、充電ポストと建築物との距離

第11条の2第1項第2号中「不燃性」を「、不燃性」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改め、同項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「うち蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。以下この号及び次号において同じ。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17)急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）

第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、当該外壁との距離にあつては、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「の場合」の次に「（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く。）」を加え、「（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）」を削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第44条中「の各号」を削り、同条第3号の2を次のように改める。

(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備

第44条第7号の2を次のように改める。

(7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

第44条第8号の2を次のように改める。

(8)の2 放電加工機

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3中「別表第3」を「別表第3(第3条、第18条関係)」に、

気体 燃料	不燃 以外	開放式	組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注
			据置型レンジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14kW 以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21kW 以下	80	0	—	0

を

気体 燃料	不燃 以外	開放式	組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注
			据置型レンジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14kW 以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21kW 以下	80	0	—	0
固体 燃料	不燃 以外	木炭を燃料とす るもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とす るもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

に

改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定 令和5年10月1日

(2) 第11条第1項及び第2項、第13条第1項、第3項及び第4項並びに第44条並びに別表第3の改正規定並びに附則第3項から第5項までの規定 令和6年1月1日

(経過措置)

- 2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の池田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第5項の適用を受けるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事がされている燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものに係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項の適用を受けるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものに係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置されているもの及び当該規定の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置

されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は適用しない。

- 6 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものの設置については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 池田市火災予防条例の一部改正について

- 1 変電設備と建築物等の部分との間の距離に関する基準の適用について、キュービクル方式の変電設備に限定せず、全ての種類の変電設備を対象とするものであること。また、号番号の表記に係る修正等を行うものであること。

(第11条の改正関係)

- 2 急速充電設備の定義において、電気を原動力とする船舶、航空機等にまで充電の対象を拡大し、従来は200キロワットとしていた全出力の上限を廃止し、コネクタを用いて充電するものであることを明記するほか、急速充電設備本体とコネクタ等を収納する充電ポストで構成される分離型のものにあつては、その充電ポストも含めて急速充電設備と呼ぶための整備を行うものであること。また、急速充電設備の位置及び構造に関する基準について、次の整備を行うものであること。

- (1) 屋外に設ける場合の建築物との距離及びその筐体の材料に関する基準について、分離型のものの充電ポストには適用しないとするもの

- (2) 講じておかなければならない手動で緊急停止させることができる措置について、手動で緊急に停止できる装置を、利用者が異常を認めたときに速やかに操作できる箇所に設けることと明記するもの

- (3) 内蔵する蓄電池に関する基準について、主として保安を目的として内蔵する蓄電池には適用しないとするもの

- (4) 分離型のものの充電ポストには、主として保安を目的とする場合を除き、蓄電池を内蔵しないこととするもの

(第11条の2の改正関係)

- 3 その位置、構造及び管理に関する基準の適用外とする蓄電池設備について、

蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって一定の出火防止措置が講じられたものに変更するものであること。また、蓄電池設備の構造及び位置に関する基準について、次の整備を行うものであること。

- (1) 設置場所にかかわらず地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならないとし、開放形鉛蓄電池を用いたもののみについて電槽を耐酸性の床上又は台上に設けなければならないとするもの
- (2) 屋外に設けるもののうち、建築物との距離に関する基準を適用しないものについて、一定の延焼防止措置が講じられたものを追加するもの
- (3) キュービクル式によるほか、雨水等の浸入防止に関する措置を講ずることとするもの

(第13条の改正関係)

4 5に伴う所要の規定の整理を行うものであること。

(第16条の改正関係)

5 「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき喫煙専用室標識が設置される場合は、重複して設置されないようにするものであること。また、「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて設置する図記号による標識について、その様式に係る規定を削除し、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないとするものであること。

(第23条及び別表第7の改正関係)

6 その設置について消防長に届け出なければならない蓄電池設備について、蓄電池容量が20キロワット時以下のものを対象外とするものであること。また、号番号の表記に係る修正を行うものであること。

(第44条の改正関係)

7 厨房設備における固体燃料を使用する器具に係る建築物等との火災予防上

安全な距離について定めるものであること。

(別表第3の改正関係)

- 8 この条例は、公布の日から施行するものであること。ただし、2については令和5年10月1日から、1、3、6及び7については令和6年1月1日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第56号 参 考

池田市火災予防条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第10条の2 (略)</p> <p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2)キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p><u>(3)の3)第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で<u>造り</u>、又は<u>おおわれた</u>外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第1条～第10条の2 (略)</p> <p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p><u>(3)の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で<u>造られ</u>、又は<u>覆われた</u>外壁で開口部のないものに面するときは、<u>当該外壁との距離にあつては</u>、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき</u>は、当該面する外壁との距離においては、この限りでない。</p> <p>(2) その管体は<u>不燃性の金属材料</u>で造ること。</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、<u>分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）</u>にあつては、<u>充電ポストを含む</u>。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあつては、この限りでない</u>。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、当該外壁との距離</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>分離型のものにあつては、充電ポストと建築物との距離</u></p> <p>(2) その管体は、<u>不燃性の金属材料</u>で造ること。ただし、<u>分離型のものの充</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</u></p> <p>(12) <u>自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(13) <u>コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(14)・(15) (略)</p>	<p><u>電ポストにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>その筐体は、雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>(7) <u>コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所</u><u>に設けること。</u></p> <p>(12) <u>急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(13) <u>コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する装置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りではない。</u></p> <p>(14)・(15) (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(16)急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(17)・(18) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービク</p>	<p>(16)急速充電設備のうち蓄電池<u>(主として保安のために設けるものを除く。以下この号及び次号において同じ。)</u>を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(17)急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと。</u></p> <p><u>(18)・(19) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>ル式のものとしなければならない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項</u>の規定を準用する。</p> <p>第14条・第15条 (略)</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条～第22条の2 (略)</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）</u>にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、<u>又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、当該外壁との距離にあつては、この限りでない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第11条の2第1項第4号</u>の規定を準用する。</p> <p>第14条・第15条 (略)</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。<u>以下同じ。</u>）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条～第22条の2 (略)</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u></p> <p>4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 <u>（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）</u></p> <p>5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の</p>	<p>3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 <u>（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く。）</u> 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置</p> <p>4 <u>第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</u></p> <p>5 <u>第3項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨</p>

改 正 前	改 正 後
<p>標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第24条～第43条 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p><u>(7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機</u></p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(8)の2 放電加工機</u></p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>(13) 蓄電池設備</p> <p>(14)・(15) (略)</p>	<p>の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第24条～第43条 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p><u>(7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機</u></p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(8)の2 放電加工機</u></p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>(13) 蓄電池設備 <u>(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</u></p> <p>(14)・(15) (略)</p>

改 正 前										改 正 後											
第45条～第50条 (略)										第45条～第50条 (略)											
別表第1・別表第2 (略)										別表第1・別表第2 (略)											
別表第3										別表第3 (第3条、第18条関係)											
種類				離隔距離 (cm)						種類				離隔距離 (cm)							
				入力	上方	側方	前方	後方	備考					入力	上方	側方	前方	後方	備考		
炉～ 温風 暖房 機	(略)									炉～ 温風 暖房 機	(略)										
厨房 設備	気体 燃料	不燃 以外	開放式	組込型こんろ・グ リル付こんろ・グ リドル付こんろ、 キャビネット型こ んろ・グリル付こ んろ・グリドル付 こんろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	(略)	厨房 設備	気体 燃料	不燃 以外	開放式	組込型こんろ・グ リル付こんろ・グ リドル付こんろ、 キャビネット型こ んろ・グリル付こ んろ・グリドル付 こんろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	(略)
				据置型レンジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注						据置型レンジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注	
	不燃	開放式	組込型こんろ・グ リル付こんろ・グ リドル付こんろ、 キャビネット型こ んろ・グリル付こ んろ・グリドル付 こんろ	14kW 以下	80	0	＝	0	(略)		厨房 設備	不燃 以外	開放式	組込型こんろ・グ リル付こんろ・グ リドル付こんろ、 キャビネット型こ んろ・グリル付こ んろ・グリドル付 こんろ	14kW 以下	80	0	＝	0	(略)	
			据置型レンジ	21kW 以下	80	0	＝	0						据置型レンジ	21kW 以下	80	0	＝	0		
厨房 設備	固体 燃料	不燃 以外	木炭を燃 料とする もの	炭火焼き器	＝	100	50	50	50	(略)	厨房 設備	不燃 以外	木炭を燃 料とする	炭火焼き器	＝	80	30	＝	30	(略)	
			炭火焼き器	＝	80	30	＝	30	炭火焼き器					＝	80	30	＝	30			

改 正 前					改 正 後				
	上記に分類され ないもの	(略)				上記に分類され ないもの	(略)		
ボイ ラー ～電 気温 水器	(略)				ボイ ラー ～電 気温 水器	(略)			
備考 (略)					備考 (略)				
別表第4～別表第6 (略)					別表第4～別表第6 (略)				
別表第7 (第23条関係)					別表第7 削除				
表示の種類		図記号		色					
禁煙である旨の表示				記号は黒、斜めの帯及 び枠は赤、地は白					
火気厳禁である旨の表示				記号は黒、斜めの帯及 び枠は赤、地は白					
喫煙所である旨の表示				記号は黒、地は白					
別表第8 (略)					別表第8 (略)				

議案第 57 号

## 池田市立敬老会館条例の廃止について

池田市立敬老会館条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

施設の老朽化に伴い、池田市立敬老会館を廃止するため、本条例を廃止するものである。

池田市条例第 号

池田市立敬老会館条例を廃止する条例（案）

池田市立敬老会館条例（昭和47年池田市条例第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正）

- 2 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和39年池田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第38号までを1号ずつ繰り上げる。

## 池田市立敬老会館条例の廃止について

1 池田市立敬老会館を廃止するため、本条例を廃止するものであること。

(本則関係)

2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、関係条例の規定を整理するものであること。

(附則関係)

議案第57号 参 考

池田市立敬老会館条例を廃止する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(議決すべき公の施設の利用)</p> <p>第2条 次に掲げる重要な公の施設について、1年を超える期間にわたる独占的な利用をさせるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p><u>(16)敬老会館</u></p> <p><u>(17)～(38)</u> (略)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(議決すべき公の施設の利用)</p> <p>第2条 次に掲げる重要な公の施設について、1年を超える期間にわたる独占的な利用をさせるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p><u>(16)～(37)</u> (略)</p> <p>第3条 (略)</p>





議案第60号

## 池田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を池田市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

### 記

住 所

[REDACTED]

氏 名

光岡正史

[REDACTED]

生

令和5年9月5日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

池田市固定資産評価審査委員会委員森芳人氏は、来る令和5年10月31日をもって任期満了となるため、その後任を選任するものである。

議案第61号

令和5年度

池田市水道事業会計補正予算

(第2号)

令和5年度池田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度池田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度池田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 水 道 事 業 収 益		2, 3 4 0, 7 1 4	1 2, 6 4 8	2, 3 5 3, 3 6 2
	1 営 業 収 益	2, 0 0 6, 8 1 8	1 2, 6 4 8	2, 0 1 9, 4 6 6

支 出

(単位 千円)

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 水道事業費用		2, 514, 828	2, 828	2, 517, 656
	1 営業費用	2, 334, 596	1, 848	2, 336, 444
	2 営業外費用	153, 804	980	154, 784

令和 5 年 9 月 5 日 提 出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

令和5年度池田市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			2,340,714	12,648	2,353,362
	1 営業収益		2,006,818	12,648	2,019,466
		1 給水収益	1,944,870	11,780	1,956,650
		2 他会計負担金	55,502	868	56,370

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			2,514,828	2,828	2,517,656
	1 営業費用		2,334,596	1,848	2,336,444
		4 業務費	154,581	1,848	156,429
	2 営業外費用		153,804	980	154,784
		3 消費税及び地方消費税	4,641	980	5,621



# 令和5年度池田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

( 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで )

(単位 千円)

## 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益又は当年度純損失 (△)	△	260,608
減価償却費		918,005
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△	270
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		21,109
賞与等引当金の増減額 (△は減少)		1,239
長期前受金戻入	△	139,370
受取利息	△	41
支払利息		104,706
固定資産除売却費		1,684
未収金の増減額 (△は増加)		31,748
未払金の増減額 (△は減少)	△	54,403
小 計		623,799
利息の受取額		41
利息の支払額	△	104,706
業務活動によるキャッシュ・フロー		519,134

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△	1,025,322
工事負担金による収入		16,200
府補助金による収入		15,000
府補助金の返還による支出	△	1,364
一般会計および他の特別会計からの繰入金による収入		<u>1,236</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	994,250

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		679,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△	<u>650,313</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		29,487

資金増加額（又は減少額）	△	445,629
資金期首残高		<u>2,877,512</u>
資金期末残高		<u><u>2,431,883</u></u>

# 令和5年度池田市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

## 資 産 の 部

### 1 固 定 資 産

#### (1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		2, 1 4 1, 5 5 8	
ロ 建 物	7 7 3, 8 5 5		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 4 1 3, 0 7 8</u>	3 6 0, 7 7 7	
ハ 構 築 物	2 3, 7 3 2, 1 6 0		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1 1, 7 4 6, 1 4 9</u>	1 1, 9 8 6, 0 1 1	
ニ 機 械 及 び 装 置	1 0, 4 7 9, 5 4 3		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 6, 8 5 1, 3 0 6</u>	3, 6 2 8, 2 3 7	
ホ 車 両 運 搬 具	3 8, 4 7 2		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 3 2, 2 3 3</u>	6, 2 3 9	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	2 1 4, 2 9 0		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1 3 0, 3 2 7</u>	8 3, 9 6 3	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>3 8 3, 1 1 0</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			1 8, 5 8 9, 8 9 5

(2) 無形固定資産			
イ ダ ム 使 用 権	707,745		
ロ 電 話 加 入 権	<u>778</u>		
無形固定資産合計		<u>708,523</u>	
固定資産合計			19,298,418
2 流動資産			
(1) 現金預金		2,431,883	
(2) 未収金	243,309		
貸倒引当金	<u>△ 6,071</u>	237,238	
(3) 貯蔵品		<u>26,161</u>	
流動資産合計			<u>2,695,282</u>
資産合計			<u><u>21,993,700</u></u>

**負 債 の 部**

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

7, 976, 470

企 業 債 合 計

7, 976, 470

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

342, 592

引 当 金 合 計

342, 592

固 定 負 債 合 計

8, 319, 062

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

670, 781

企 業 債 合 計

670, 781

(2) 預 り 金

66, 097

(3) 未 払 金

153, 547

(4) 引 当 金

イ 賞与等引当金

35, 917

引 当 金 合 計

35, 917

流 動 負 債 合 計

926, 342

5 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	5, 8 5 3, 2 6 6	
収 益 化 累 計 額	<u>△ 3, 6 0 1, 9 4 2</u>	
繰 延 収 益 合 計		<u>2, 2 5 1, 3 2 4</u>
負 債 合 計		1 1, 4 9 6, 7 2 8

**資 本 の 部**

6 資 本 金		1 0, 0 1 8, 3 2 9
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	<u>7 2 1, 6 7 0</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		7 2 1, 6 7 0
(2) 欠 損 金		
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>2 4 3, 0 2 7</u>	
欠 損 金 合 計		<u>2 4 3, 0 2 7</u>
剰 余 金 合 計		<u>4 7 8, 6 4 3</u>
資 本 合 計		<u>1 0, 4 9 6, 9 7 2</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>2 1, 9 9 3, 7 0 0</u></u>

## 令和5年度財務諸表に係る注記

### 1 その他

#### (1) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

- イ 当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給並びにそれらに係る法定福利費の支払のため、賞与等引当金 33,031千円を使用している。

議案第61号 説 明

令和5年度

池田市水道事業会計補正予算説明

(第2号)

収 益 の 収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 水道事業収益		千円 2,340,714	千円 12,648	千円 2,353,362		千円	千円
(1) 営 業 収 益		2,006,818	12,648	2,019,466			
	1 給 水 収 益	1,944,870	11,780	1,956,650			
					水 道 料 金	14,719	14,719 追加
					メ ー タ ー 料	△2,939	△2,939 減額
	2 他 会 計 負 担 金	55,502	868	56,370			
				下 水 道 使 用 料 徴 収 事 務 負 担 金	868	868 追加	

収 益 の 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 水道事業費用		千円 2,514,828	千円 2,828	千円 2,517,656		千円	千円
(1) 営業費用		2,334,596	1,848	2,336,444			
	4 業務費	154,581	1,848	156,429			
					委 託 料	1,848	1,848 追加
(2) 営業外費用		153,804	980	154,784			
	3 消費税及び地方消費税	4,641	980	5,621			
					消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	980	980 追加



議案第62号

令和5年度

池田市公共下水道事業会計補正予算

(第1号)

令和5年度池田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度池田市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度池田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 下水道事業収益		2, 8 0 3, 0 5 0	1 8, 0 3 5	2, 8 2 1, 0 8 5
	1 営 業 収 益	1, 7 5 3, 2 6 6	1 9, 7 3 8	1, 7 7 3, 0 0 4
	2 営 業 外 収 益	1, 0 4 9, 7 8 4	△1, 7 0 3	1, 0 4 8, 0 8 1

支 出

(単位 千円)

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1	下水道事業費用	2,917,813	868	2,918,681
	1 営業費用	2,763,216	868	2,764,084

令和 5 年 9 月 5 日 提 出

大阪府池田市長 瀧 澤 智 子

令和5年度池田市公共下水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			2,803,050	18,035	2,821,085
	1 営業収益		1,753,266	19,738	1,773,004
		1 下水道使用料	1,009,280	19,738	1,029,018
	2 営業外収益		1,049,784	△1,703	1,048,081
		4 消費税及び地方消費税還付金	66,268	△1,703	64,565

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			2,917,813	868	2,918,681
	1 営業費用		2,763,216	868	2,764,084
		4 業務費	44,409	868	45,277



令和5年度池田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益又は当年度純損失 (△)	△	210,436
減価償却費		1,477,217
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△	318
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		12,800
賞与等引当金の増減額 (△は減少)		2,462
長期前受金戻入	△	859,437
受取利息	△	19
支払利息		134,097
固定資産除売却費		9,496
未収金の増減額 (△は増加)		36,467
未払金の増減額 (△は減少)	△	871,663
前払金の増減額 (△は減少)		7,300
小計	△	262,034
利息の受取額		19
利息の支払額	△	134,097
業務活動によるキャッシュ・フロー	△	396,112

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,733,204
無形固定資産の取得による支出	△ 16,664
国庫補助金による収入	678,091
工事負担金による収入	58
一般会計および他の特別会計からの繰入金による収入	1,008
新規貸付による支出	△ 1,000
貸付金の回収による収入	<u>21</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,071,690

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,077,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 720,771
他会計からの出資による収入	<u>15,030</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	371,759

資金増加額（又は減少額）	△ 1,096,043
資金期首残高	<u>2,882,549</u>
資金期末残高	<u><u>1,786,506</u></u>

令和5年度池田市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		2,072,294
ロ 建 物	1,769,351	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,260,612</u>	508,739
ハ 構 築 物	38,869,534	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 14,247,806</u>	24,621,728
ニ 機 械 及 び 装 置	12,829,873	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 8,733,730</u>	4,096,143
ホ 車 両 運 搬 具	5,552	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 5,274</u>	278
ヘ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	83,527	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 66,898</u>	16,629
ト 建 設 仮 勘 定		<u>499,322</u>
有 形 固 定 資 産 合 計		31,815,133

(2) 無形固定資産			
イ 施設利用権	<u>1,282,073</u>		
無形固定資産合計		1,282,073	
(3) 投資その他の資産			
イ 長期貸付金	<u>979</u>		
投資その他の資産合計		<u>979</u>	
固定資産合計			33,098,185
2 流動資産			
(1) 現金預金		1,786,506	
(2) 未収金	257,045		
貸倒引当金	<u>△ 3,191</u>	<u>253,854</u>	
流動資産合計			<u>2,040,360</u>
資産合計			<u><u>35,138,545</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

10,882,254

企業債合計

10,882,254

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

156,864

引当金合計

156,864

固定負債合計

11,039,118

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

750,374

企業債合計

750,374

(2) 預り金

539

(3) 未払金

139,973

(4) 引当金

イ 賞与等引当金

23,554

引当金合計

23,554

流動負債合計

914,440

5 繰延収益			
(1) 長期前受金		32,525,185	
収益化累計額		<u>△ 16,411,952</u>	
繰延収益合計			<u>16,113,233</u>
負債合計			28,066,791

**資 本 の 部**

6 資本金			5,519,643
7 剰余金			
(1) 資本金剰余金			
イ 受贈財産評価額	1,444,556		
ロ 国庫補助金	267,698		
ハ 府補助金	369		
ニ その他資本剰余金	<u>138,191</u>		
資本剰余金合計		1,850,814	
(2) 欠損金			
イ 当年度未処理欠損金	<u>298,703</u>		
欠損金合計		<u>298,703</u>	
剰余金合計			<u>1,552,111</u>
資本合計			<u>7,071,754</u>
負債資本合計			<u><u>35,138,545</u></u>

## 令和5年度財務諸表に係る注記

### 1 セグメント情報

#### (1) 報告セグメントごとの営業収益等

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

項目	公共下水道事業		合計
	汚水処理	雨水処理	
営業収益	935,926	743,531	1,679,457
営業費用	1,580,655	1,108,776	2,689,431
営業損益	△ 644,729	△ 365,245	△ 1,009,974
経常損益	△ 189,936	0	△ 189,936
セグメント資産	11,708,999	23,429,546	35,138,545
セグメント負債	10,997,033	17,069,758	28,066,791
その他の項目			
他会計負担金	0	743,531	743,531
他会計補助金	93,152	888	94,040
減価償却費	698,340	778,877	1,477,217
長期前受金戻入	405,347	454,090	859,437
特別損失	500	0	500
固定資産増加分	355,545	1,394,323	1,749,868

### 2 その他

#### (1) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

イ 当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給並びにそれらに係る法定福利費の支払のため、賞与等引当金 20,161千円を使用している。

議案第62号 説 明

# 令和5年度

## 池田市公共下水道事業会計補正予算説明

(第1号)

収 益 の 収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 下水道事業収益		千円 2,803,050	千円 18,035	千円 2,821,085		千円	千円
(1) 営業収益		1,753,266	19,738	1,773,004			
	1 下水道使用料	1,009,280	19,738	1,029,018			
						下水道使用料	19,738
(2) 営業外収益		1,049,784	△1,703	1,048,081			
	4 消費税及び地方消費税還付金	66,268	△1,703	64,565			
						消費税及び地方消費税還付金	△1,703

収 益 の 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 下水道事業費用		千円 2,917,813	千円 868	千円 2,918,681		千円	千円
(1) 営業費用		2,763,216	868	2,764,084			
	4 業務費	44,409	868	45,277			
					負 担 金	868	下水道使用料徴収事務負担金 868 追加



議案第63号

令和5年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度池田市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ542,271千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

11,297,930千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 府 支 出 金		7,362,884	3,759	7,366,643
	1 府 補 助 金	7,362,884	3,759	7,366,643
7 繰 越 金			538,512	538,512
	1 繰 越 金		538,512	538,512
歳 入 合 計		10,755,659	542,271	11,297,930

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		198,884	3,759	202,643
	1 総 務 管 理 費	180,219	3,759	183,978
6 諸 支 出 金		9,468	4,180	13,648
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	9,468	4,180	13,648
7 予 備 費		1,190	534,332	535,522
	1 予 備 費	1,190	534,332	535,522
歳 出 合 計		10,755,659	542,271	11,297,930

## 令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

国民健康保険特別会計 第1号

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 府支出金	7,362,884	3,759	7,366,643
7 繰越金		538,512	538,512
歳入合計	10,755,659	542,271	11,297,930

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 総務費	198,884	3,759	202,643	3,759			
6 諸支出金	9,468	4,180	13,648				4,180
7 予備費	1,190	534,332	535,522				534,332
歳出合計	10,755,659	542,271	11,297,930	3,759			538,512

歲

入

2 歳 入

(款) 4 府 支 出 金

(項) 1 府 補 助 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費 等 交 付 金	7,353,884	3,759	7,357,643	2 特別交付金	3,759	特別交付金 3,759 追加
計	7,362,884	3,759	7,366,643			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金		538,512	538,512	1 前年度繰越金	538,512	前年度繰越金 538,512 追加
計		538,512	538,512			



出

歲

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	178,212	3,759	181,971	3,759				12 委託料	3,759	電算委託料 3,759 追加
計	180,219	3,759	183,978	3,759						

## (款) 6 諸支出金

## (項) 1 償還金及び還付加算金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
5 償還金		4,180	4,180				4,180	22 償還金 及利息 及び 清算料	4,180 追加 償還金 国庫・府支出金返還金	
計	9,468	4,180	13,648				4,180			

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1 予備費	1,190	534,332	535,522				534,332		予備費 534,332 追加	
計	1,190	534,332	535,522				534,332			

# 參考資料

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		2,260,106	—	2,260,106
	1 国民健康保険料	2,260,106	—	2,260,106
2 使用料及び手数料		600	—	600
	1 手数料	600	—	600
3 国庫支出金		400	—	400
	1 国庫補助金	400	—	400
4 府支出金		7,362,884	3,759	7,366,643
	1 府補助金	7,362,884	3,759	7,366,643
5 繰入金		1,113,647	—	1,113,647
	1 他会計繰入金	1,113,647	—	1,113,647
6 諸収入		18,022	—	18,022
	1 預金利子	20	—	20
	2 雑収入	16,002	—	16,002
	3 延滞金加算及び過料	2,000	—	2,000
7 繰越金			538,512	538,512
	1 繰越金		538,512	538,512
歳入	合計	10,755,659	542,271	11,297,930

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		198,884	3,759	202,643
	1 総 務 管 理 費	180,219	3,759	183,978
	2 徴 収 費	18,341	—	18,341
	3 運 営 協 議 会 費	324	—	324
2 保 険 給 付 費		7,183,679	—	7,183,679
	1 療 養 諸 費	6,158,061	—	6,158,061
	2 高 額 療 養 費	959,020	—	959,020
	3 移 送 費	101	—	101
	4 出 産 育 児 諸 費	40,017	—	40,017
	5 葬 祭 諸 費	7,500	—	7,500
	6 精 神 ・ 結 核 医 療 給 付 費	17,605	—	17,605
	7 そ の 他 諸 費	1,375	—	1,375
3 国民健康保険事業費納付金		3,244,086	—	3,244,086
	1 医 療 給 付 費 分	2,327,503	—	2,327,503
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	677,834	—	677,834
	3 介 護 納 付 金 分	238,749	—	238,749
4 保 健 事 業 費		116,869	—	116,869
	1 保 健 事 業 費	25,867	—	25,867

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 特定健康診査等事業費	91,002	—	91,002
5 公債費		1,483	—	1,483
	1 一般公債費	1,483	—	1,483
6 諸支出金		9,468	4,180	13,648
	1 償還金及び還付加算金	9,468	4,180	13,648
7 予備費		1,190	534,332	535,522
	1 予備費	1,190	534,332	535,522
歳出合計		10,755,659	542,271	11,297,930

議案第64号

令和5年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度池田市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 222,441千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,779,054千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰越金			222,441	222,441
	1 繰越金		222,441	222,441
歳 入 合 計		10,556,613	222,441	10,779,054

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		827	8,280	9,107
	1 基金積立金	827	8,280	9,107
6 諸支出金		5,100	214,161	219,261
	1 償還金及び還付加算金	5,100	214,161	219,261
歳 出 合 計		10,556,613	222,441	10,779,054

## 令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

介護保険事業特別会計 第1号

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 繰越金		222,441	222,441
歳入合計	10,556,613	222,441	10,779,054

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
5 基金積立金	827	8,280	9,107				8,280
6 諸支出金	5,100	214,161	219,261				214,161
歳出合計	10,556,613	222,441	10,779,054				222,441

歲 入

2 歳 入

(款) 10 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金		222,441	222,441	1 前年度繰越金	222,441	前年度繰越金 222,441 追加
計		222,441	222,441			

出

歲

3 歳 出

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 介護給付費準備基金積立金	827	8,280	9,107				8,280	24 積立金	8,280	介護給付費準備基金 8,280 追加
計	827	8,280	9,107				8,280			

## (款) 6 諸支出金

## (項) 1 償還金及び還付加算金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
3 償還金		214,161	214,161				214,161	22 償還金 及利息 及び 清算料	214,161 追加 償還金 国庫支出金等返還金	
計	5,100	214,161	219,261				214,161			



# 參考資料

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		21,721	—	21,721
	1 負担金	21,721	—	21,721
2 介護保険料		1,866,104	—	1,866,104
	1 介護保険料	1,866,104	—	1,866,104
3 使用料及び手数料		1,365	—	1,365
	1 手数料	1,365	—	1,365
4 国庫支出金		2,500,705	—	2,500,705
	1 国庫負担金	1,775,981	—	1,775,981
	2 国庫補助金	724,724	—	724,724
5 支払基金交付金		2,705,833	—	2,705,833
	1 支払基金交付金	2,705,833	—	2,705,833
6 府支出金		1,429,678	—	1,429,678
	1 府負担金	1,338,355	—	1,338,355
	2 府補助金	91,323	—	91,323
7 財産収入		828	—	828
	1 財産運用収入	828	—	828
8 繰入金		2,030,140	—	2,030,140
	1 他会計繰入金	1,714,145	—	1,714,145

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 繰入金	315,995	—	315,995
9 諸収入		239	—	239
	1 預金利息	10	—	10
	2 雑収入	228	—	228
	3 延滞金加算金及び過料	1	—	1
10 繰越金			222,441	222,441
	1 繰越金		222,441	222,441
	歳入合計	10,556,613	222,441	10,779,054

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		338,560	—	338,560
	1 総 務 管 理 費	203,755	—	203,755
	2 徴 収 費	983	—	983
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	133,822	—	133,822
2 保 険 給 付 費		9,582,571	—	9,582,571
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	8,798,387	—	8,798,387
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	259,293	—	259,293
	3 そ の 他 諸 費	7,708	—	7,708
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	302,933	—	302,933
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	45,357	—	45,357
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	168,893	—	168,893
3 地 域 支 援 事 業 費		628,585	—	628,585
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	189,322	—	189,322
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	421,072	—	421,072
	3 そ の 他 諸 費	1,533	—	1,533
	4 一 般 介 護 予 防 事 業 費	16,658	—	16,658
4 公 債 費		970	—	970
	1 一 般 公 債 費	970	—	970

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		827	8,280	9,107
	1 基金積立金	827	8,280	9,107
6 諸支出金		5,100	214,161	219,261
	1 償還金及び還付加算金	5,100	214,161	219,261
歳出合計		10,556,613	222,441	10,779,054



議案第65号

令和5年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度池田市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,131千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,235,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金			67,131	67,131
	1 繰越金		67,131	67,131
歳 入 合 計		2,168,025	67,131	2,235,156

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,056,916	67,131	2,124,047
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,056,916	67,131	2,124,047
歳 出 合 計		2,168,025	67,131	2,235,156

## 令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

後期高齢者医療事業特別会計 第1号

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		67,131	67,131
歳入合計	2,168,025	67,131	2,235,156

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	2,056,916	67,131	2,124,047				67,131
歳出合計	2,168,025	67,131	2,235,156				67,131

歲

入

2 歳 入

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金		67,131	67,131	1 前年度繰越金	67,131	前年度繰越金 67,131 追加
計		67,131	67,131			

歲

出

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	2,056,916	67,131	2,124,047				67,131	18 負担金補助 及び交付金	67,131	負担金 67,131 追加 後期高齢者医療広域連合
計	2,056,916	67,131	2,124,047				67,131			

# 參考資料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,760,412	—	1,760,412
	1 後期高齢者医療保険料	1,760,412	—	1,760,412
2 使用料及び手数料		126	—	126
	1 手 数 料	126	—	126
3 繰 入 金		391,997	—	391,997
	1 他 会 計 繰 入 金	391,997	—	391,997
4 諸 収 入		15,490	—	15,490
	1 延滞金加算金及び過料	200	—	200
	2 預 金 利 子	10	—	10
	3 雑 入	15,280	—	15,280
5 繰 越 金			67,131	67,131
	1 繰 越 金		67,131	67,131
歳 入	合 計	2,168,025	67,131	2,235,156

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		88,909	—	88,909
	1 総務管理費	88,249	—	88,249
	2 徴収費	660	—	660
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,056,916	67,131	2,124,047
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,056,916	67,131	2,124,047
3 保健事業費		16,100	—	16,100
	1 保健事業費	16,100	—	16,100
4 諸支出金		6,100	—	6,100
	1 償還金及び還付加算金	6,100	—	6,100
歳出合計		2,168,025	67,131	2,235,156



議案第66号

令和5年度池田市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度池田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 291,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,792,938千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		8,217,153	301,458	8,518,611
	1 国 庫 負 担 金	5,654,919	175,511	5,830,430
	2 国 庫 補 助 金	997,815	125,947	1,123,762
19 繰 入 金		3,144,270	△10,000	3,134,270
	1 繰 入 金	3,144,270	△10,000	3,134,270
歳 入 合 計		42,501,480	291,458	42,792,938

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		4,587,070	289,964	4,877,034
	1 保 健 衛 生 費	3,098,511	289,964	3,388,475
13 予 備 費		199,518	1,494	201,012
	1 予 備 費	199,518	1,494	201,012
歳 出 合 計		42,501,480	291,458	42,792,938

議案第66号 説 明

令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 6 号

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,217,153	301,458	8,518,611
19 繰入金	3,144,270	△10,000	3,134,270
歳入合計	42,501,480	291,458	42,792,938

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 衛生費	4,587,070	289,964	4,877,034	301,458			△11,494
13 予備費	199,518	1,494	201,012				1,494
歳出合計	42,501,480	291,458	42,792,938	301,458			△10,000

歲

入

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費国庫負担金	201,209	175,511	376,720	1 保健衛生費負担金	175,511	新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金 175,511 追加
計	5,654,919	175,511	5,830,430			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費国庫補助金	384,081	125,947	510,028	3 新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助	125,947	新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助 125,947 追加
計	997,815	125,947	1,123,762			

(款) 19 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	3,132,022	△10,000	3,122,022	1 財政調整基金繰入金	△10,000	財政調整基金繰入金 △10,000 減額
計	3,144,270	△10,000	3,134,270			



歲 出

3 歳 出

(款) 4 衛 生 費

(項) 1 保 健 衛 生 費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健衛生 総務費	421,611	0	421,611	11,494			△11,494		財源更正	
2 予 防 費	1,343,570	289,964	1,633,534	289,964				7 報 償 費	200	報償金 200 追加 医師等報償金
								10 需 用 費	8,155	消耗品費 300 追加 燃料費 60 追加 印刷製本費 7,795 追加
								11 役 務 費	5,575	通信運搬費 5,575 追加 電信料 601 追加 郵便料 4,974 追加
								12 委 託 料	255,485	シルバーセンター活用事業 委託料 1,624 追加 電算委託料 3,000 追加 予防接種委託料 175,511 追加 処分委託料 3,000 追加 電話対応業務委託料 25,866 追加 予防接種体制確保業務委託 料 46,484 追加
								13 使用料及 び賃借料	359	機器借上料 359 追加

								18 負担金補助 及び交付金	20,190	補助金 個別接種促進助成	20,190 追加
計	3,098,511	289,964	3,388,475	301,458			△11,494				

(款) 13 予備費

(項) 1 予備費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1 予備費	199,518	1,494	201,012				1,494		予備費 1,494 追加	
計	199,518	1,494	201,012				1,494			

# 參考資料

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		16,726,700	—	16,726,700
	1 市 民 税	7,913,900	—	7,913,900
	2 固 定 資 産 税	6,638,000	—	6,638,000
	3 軽 自 動 車 税	127,800	—	127,800
	4 市 た ば こ 税	561,000	—	561,000
	5 入 湯 税	3,000	—	3,000
	6 都 市 計 画 税	1,483,000	—	1,483,000
2 地 方 譲 与 税		210,300	—	210,300
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	34,000	—	34,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	114,000	—	114,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	51,000	—	51,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	11,300	—	11,300
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		140,000	—	140,000
	1 配 当 割 交 付 金	140,000	—	140,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		70,000	—	70,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000	—	70,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		300,000	—	300,000
	1 法人事業税交付金	300,000	—	300,000
7 地方消費税交付金		2,300,000	—	2,300,000
	1 地方消費税交付金	2,300,000	—	2,300,000
8 ゴルフ場利用税交付金		60,000	—	60,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	60,000	—	60,000
9 環境性能割交付金		21,000	—	21,000
	1 環境性能割交付金	21,000	—	21,000
10 地方特例交付金		101,500	—	101,500
	1 地方特例交付金	101,000	—	101,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地方交付税		4,200,000	—	4,200,000
	1 地方交付税	4,200,000	—	4,200,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		314,456	—	314,456
	1 負担金	314,456	—	314,456

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		918,577	—	918,577
	1 使用料	648,703	—	648,703
	2 手数料	268,831	—	268,831
	3 証紙収入	1,043	—	1,043
15 国庫支出金		8,217,153	301,458	8,518,611
	1 国庫負担金	5,654,919	175,511	5,830,430
	2 国庫補助金	997,815	125,947	1,123,762
	3 国庫委託金	20,203	—	20,203
	4 国庫交付金	1,544,216	—	1,544,216
16 府支出金		3,247,368	—	3,247,368
	1 府負担金	2,496,408	—	2,496,408
	2 府補助金	389,019	—	389,019
	3 府委託金	48,554	—	48,554
	4 府交付金	313,387	—	313,387
17 財産収入		19,288	—	19,288
	1 財産運用収入	8,588	—	8,588
	2 財産売払収入	10,700	—	10,700
18 寄附金		206,000	—	206,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	206,000	—	206,000
19 繰 入 金		3,144,270	△10,000	3,134,270
	1 繰 入 金	3,144,270	△10,000	3,134,270
20 諸 収 入		779,668	—	779,668
	1 延滞金加算金及び過料	20,000	—	20,000
	2 市 預 金 利 子	55	—	55
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	300,000	—	300,000
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	316,513	—	316,513
21 市 債		1,499,200	—	1,499,200
	1 市 債	1,499,200	—	1,499,200
歳 入 合 計		42,501,480	291,458	42,792,938

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		375,359	—	375,359
	1 議 会 費	375,359	—	375,359
2 総 務 費		4,091,009	—	4,091,009
	1 総 務 管 理 費	3,110,539	—	3,110,539
	2 徴 税 費	489,932	—	489,932
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	269,692	—	269,692
	4 選 挙 費	155,023	—	155,023
	5 統 計 調 査 費	23,982	—	23,982
	6 監 査 委 員 費	41,841	—	41,841
3 民 生 費		19,162,306	—	19,162,306
	1 社 会 福 祉 費	9,056,977	—	9,056,977
	2 児 童 福 祉 費	8,322,847	—	8,322,847
	3 生 活 保 護 費	1,782,102	—	1,782,102
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		4,587,070	289,964	4,877,034
	1 保 健 衛 生 費	3,098,511	289,964	3,388,475
	2 清 掃 費	1,488,559	—	1,488,559
5 労 働 費		14,913	—	14,913

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	14,913	—	14,913
6 農林水産業費		54,859	—	54,859
	1 農林費	54,859	—	54,859
7 商工費		255,678	—	255,678
	1 商工費	255,678	—	255,678
8 土木費		3,131,432	—	3,131,432
	1 土木管理費	475,798	—	475,798
	2 道路橋りょう費	637,752	—	637,752
	3 河川費	43,865	—	43,865
	4 都市計画費	1,809,782	—	1,809,782
	5 住宅費	163,867	—	163,867
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,446,285	—	1,446,285
	1 消防費	1,446,285	—	1,446,285
10 教育費		5,277,003	—	5,277,003
	1 教育総務費	1,461,589	—	1,461,589
	2 小学校費	786,632	—	786,632
	3 中学校費	340,557	—	340,557

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	238,381	—	238,381
	5 給食センター費	1,034,285	—	1,034,285
	6 社会教育費	1,415,559	—	1,415,559
11 公債費		3,856,401	—	3,856,401
	1 公債費	3,856,401	—	3,856,401
12 諸支出金		49,647	—	49,647
	1 防災費	49,647	—	49,647
13 予備費		199,518	1,494	201,012
	1 予備費	199,518	1,494	201,012
	歳出合計	42,501,480	291,458	42,792,938

## 歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
義務的経費	22,703,791	—	22,703,791
人 件 費	8,512,170	—	8,512,170
扶 助 費	10,335,220	—	10,335,220
公 債 費	3,856,401	—	3,856,401
投資的経費	2,154,276	—	2,154,276
そ の 他	17,643,413	291,458	17,934,871
物 件 費	7,881,650	269,574	8,151,224
そ の 他	9,761,763	21,884	9,783,647
合 計	42,501,480	291,458	42,792,938

一般会計

令和5年度 補正第6号		歳出款別節別内訳表													(単位：千円)
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1	報酬	160,358	170,840	335,083	96,406	1,234	8,217	14,105	16,655	26,002	1,015,986		123		1,845,009
2	給料	31,370	641,374	517,848	333,810	3,638	14,648	7,193	175,273	444,609	535,461				2,705,224
3	職員手当等	94,751	596,271	462,132	280,507	2,779	12,932	8,125	149,001	406,541	546,220		4,953		2,564,212
4	共済費	56,366	286,386	258,908	145,415	1,407	6,235	5,892	72,226	173,705	390,755				1,397,295
5	災害補償費		300							100	30				430
6	恩給及び退職年金														
7	報償費	158	96,292	21,539	89,579	30	732	1,876	20	6,096	60,438		294		277,054
8	旅費	4,299	18,766	11,588	5,890	15	281	1,336	2,154	4,258	50,393				98,980
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085
10	需用費	4,882	251,389	83,869	426,641	157	6,166	4,819	103,380	54,102	405,642		10,924		1,351,971
11	役務費	1,341	114,317	39,172	27,100	89	225	380	882	4,975	29,867		7,582		225,930
12	委託料	5,002	1,032,732	732,913	2,091,849		977	19,465	791,644	10,751	1,217,969		24,832		5,928,134
13	使用料及び賃借料	1,577	432,411	37,925	19,110		773	2,616	139,680	3,226	249,945		14		887,277
14	工事請負費			16,000	27,000				720,000	3,900	262,310				1,029,210
15	原材料費			175	133				737	65	4,432				5,542
16	公有財産購入費														
17	備品購入費	301	6,327	5,184	37,816	20			16	214,177	52,258		30		316,129
18	負担金補助及び交付金	13,954	161,624	3,154,911	224,889	5,544	3,673	51,868	93,264	73,743	390,862		832		4,175,164
19	扶助費		185	10,257,204	19,516						58,315				10,335,220
20	貸付金			2,474				138,000							140,474
21	補償補填及び賠償金		100	200	100				3,030		5,550				8,980
22	償還金利子及び割引料		56,453		1,661						50	3,856,401			3,914,565
23	投資及び出資金														
24	積立金		223,571	3,561	30,000			3	9,861				63		267,059
25	寄附金														
26	公課費		71	30	698					935	35				1,769
27	繰出金			3,221,590	1,018,914				853,609	19,100					5,113,213
	予備費													201,012	201,012
	( )%	(0.9)	(9.6)	(44.8)	(11.4)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(7.3)	(3.4)	(12.3)	(9.0)	(0.1)	(0.5)	(100.0)
	計	375,359	4,091,009	19,162,306	4,877,034	14,913	54,859	255,678	3,131,432	1,446,285	5,277,003	3,856,401	49,647	201,012	42,792,938

一般会計

令和5年度		補正第6号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義務的経費			投資的経費	その他の経費		合計	
		人件費	扶助費	公債費		小計	物件費		その他
1	報酬	1,845,009			1,845,009			1,845,009	
2	給料	2,705,224			2,705,224			2,705,224	
3	職員手当等	2,564,212			2,564,212			2,564,212	
4	共済費	1,397,295			1,397,295			1,397,295	
5	災害補償費	430			430			430	
6	恩給及び退職年金								
7	報償費						277,054	277,054	
8	旅費					98,980		98,980	
9	交際費					3,085		3,085	
10	需用費				100,000	1,251,971		1,351,971	
11	役務費					225,930		225,930	
12	委託料				327,950	5,600,184		5,928,134	
13	使用料及び賃借料				774	886,503		887,277	
14	工事請負費				1,029,210			1,029,210	
15	原材料費					5,542		5,542	
16	公有財産購入費								
17	備品購入費				237,100	79,029		316,129	
18	負担金補助及び交付金				443,042		3,732,122	4,175,164	
19	扶助費		10,335,220		10,335,220			10,335,220	
20	貸付金						140,474	140,474	
21	補償補填及び賠償金						8,980	8,980	
22	償還金利子及び割引料			3,856,401	3,856,401		58,164	3,914,565	
23	投資及び出資金								
24	積立金						267,059	267,059	
25	寄附金								
26	公課費						1,769	1,769	
27	繰出金				16,200		5,097,013	5,113,213	
	予備費						201,012	201,012	
	計 ( )%	(19.9)	(24.2)	(9.0)	(53.1)	(5.0)	(19.0)	(22.9)	(100.0)
		8,512,170	10,335,220	3,856,401	22,703,791	2,154,276	8,151,224	9,783,647	42,792,938



議案第67号

令和5年度池田市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度池田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ496,398千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,289,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		8,518,611	46,464	8,565,075
	1 国 庫 負 担 金	5,830,430	2,066	5,832,496
	2 国 庫 補 助 金	1,123,762	6,252	1,130,014
	4 国 庫 交 付 金	1,544,216	38,146	1,582,362
16 府 支 出 金		3,247,368	11,553	3,258,921
	1 府 負 担 金	2,496,408	3,887	2,500,295
	4 府 交 付 金	313,387	7,666	321,053
19 繰 入 金		3,134,270	420,000	3,554,270
	1 繰 入 金	3,134,270	420,000	3,554,270
22 繰 越 金			18,381	18,381
	1 繰 越 金		18,381	18,381
歳 入 合 計		42,792,938	496,398	43,289,336

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		19,162,306	306,856	19,469,162
	1 社 会 福 祉 費	9,056,977	62,218	9,119,195
	2 児 童 福 祉 費	8,322,847	110,554	8,433,401
	3 生 活 保 護 費	1,782,102	134,084	1,916,186
4 衛 生 費		4,877,034	156,284	5,033,318
	1 保 健 衛 生 費	3,388,475	156,284	3,544,759
10 教 育 費		5,277,003	36,058	5,313,061
	6 社 会 教 育 費	1,415,559	36,058	1,451,617
13 予 備 費		201,012	△2,800	198,212
	1 予 備 費	201,012	△2,800	198,212
歳 出 合 計		42,792,938	496,398	43,289,336



## 令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 7 号

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,518,611	46,464	8,565,075
16 府支出金	3,247,368	11,553	3,258,921
19 繰入金	3,134,270	420,000	3,554,270
22 繰越金		18,381	18,381
歳入合計	42,792,938	496,398	43,289,336

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 民生費	19,162,306	306,856	19,469,162	8,732			298,124
4 衛生費	4,877,034	156,284	5,033,318	38,332			117,952
10 教育費	5,277,003	36,058	5,313,061	5,000			31,058
13 予備費	201,012	△2,800	198,212				△2,800
歳出合計	42,792,938	496,398	43,289,336	52,064			444,334

歲

入

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫負担金	5,453,622	1,433	5,455,055	1 社会福祉費負担金	1,003	低所得者保険料軽減負担金 1,003 追加
				2 福祉手当負担金	262	福祉手当負担金 262 追加
				4 児童福祉費負担金	168	児童手当給付費負担金 168 追加
3 衛生費国庫負担金	376,720	633	377,353	1 保健衛生費負担金	633	母子保健衛生費負担金 633 追加
計	5,830,430	2,066	5,832,496			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	288,812	1,252	290,064	4 生活困窮者自立支援補助	1,252	生活困窮者自立支援補助 1,252 追加
6 教育費国庫補助金	32,165	5,000	37,165	8 こどもの居場所づくり支援モデル事業費補助	5,000	こどもの居場所づくり支援モデル事業費補助 5,000 追加
計	1,123,762	6,252	1,130,014			

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 4 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫交付金	632,179	7,480	639,659	4 地域介護・福祉空間整備交付金	7,480	地域介護・福祉空間整備交付金 7,480 追加
3 衛生費国庫交付金	59,610	30,666	90,276	2 妊娠出産子育て支援交付金	30,666	妊娠出産子育て支援交付金 30,666 追加
計	1,544,216	38,146	1,582,362			

## (款) 16 府支出金

## (項) 1 府負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費府負担金	2,277,739	3,887	2,281,626	3 児童福祉費負担金	3,887	施設型給付費等負担金 3,887 追加
計	2,496,408	3,887	2,500,295			

## (款) 16 府支出金

## (項) 4 府交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費府交付金	21,091	7,666	28,757	3 妊娠出産子育て支援交付金	7,666	妊娠出産子育て支援交付金 7,666 追加
計	313,387	7,666	321,053			

(款) 19 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	3,122,022	420,000	3,542,022	1 財政調整基金繰入金	420,000	財政調整基金繰入金 420,000 追加
計	3,134,270	420,000	3,554,270			

(款) 22 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金		18,381	18,381	1 前年度繰越金	18,381	前年度繰越金 18,381 追加
計		18,381	18,381			

出

歲

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総務費	5,338,542	51,266	5,389,808				51,266	22 償還金 及び清片料	51,266	償還金 51,266 追加 国庫・府支出金返還金
3 老人福祉費	194,400	10,952	205,352	7,480			3,472	10 需用費	1,708	修繕料 1,708 追加
								12 委託料	264	地図更新委託料 264 追加
								17 備品購入費	1,500	庁用器具費 1,500 追加 間仕切り
								18 負担金補助 及び交付金	7,480	補助金 7,480 追加 公的介護施設等整備補助
計	9,056,977	62,218	9,119,195	7,480			54,738			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉 総務費	5,165,022	110,554	5,275,576				110,554	22 償還金 及び清片料	110,554	償還金 110,554 追加 国庫・府支出金返還金
計	8,322,847	110,554	8,433,401				110,554			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 生活保護 総務費	113,349	134,084	247,433	1,252			132,832	12 委託料	2,506	電算委託料 2,506 追加

								22 償還金利息 及び清算料	131,578	償還金 国庫・府支出金返還金	131,578 追加
計	1,782,102	134,084	1,916,186	1,252			132,832				

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 保健衛生 総務費	421,611	110,284	531,895				110,284	22 償還金 利子及び 滞り料	110,284	償還金 110,284 追加 国庫支出金返還金
2 予防費	1,633,534	46,000	1,679,534	38,332			7,668	18 負担金補助 及び交付金	46,000	交付金 46,000 追加
計	3,388,475	156,284	3,544,759	38,332			117,952			

## (款) 10 教育費

## (項) 6 社会教育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
8 青少年教育振興費	20,973	36,058	57,031	5,000			31,058	7 報償費	93	報償金 93 追加 協力報償金
								11 役務費	20	通信運搬費 20 追加 郵便料
								12 委託料	31,887	行事委託料 4,887 追加 設計委託料 27,000 追加
								22 償還金 利子及び 滞り料	4,058	償還金 4,058 追加 国庫支出金返還金
計	1,415,559	36,058	1,451,617	5,000			31,058			

(款) 13 予備費

(項) 1 予備費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1 予備費	201,012	△2,800	198,212				△2,800		予備費 △2,800 減額	
計	201,012	△2,800	198,212				△2,800			

# 參考資料

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		16,726,700	—	16,726,700
	1 市 民 税	7,913,900	—	7,913,900
	2 固 定 資 産 税	6,638,000	—	6,638,000
	3 軽 自 動 車 税	127,800	—	127,800
	4 市 た ば こ 税	561,000	—	561,000
	5 入 湯 税	3,000	—	3,000
	6 都 市 計 画 税	1,483,000	—	1,483,000
2 地 方 譲 与 税		210,300	—	210,300
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	34,000	—	34,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	114,000	—	114,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	51,000	—	51,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	11,300	—	11,300
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		140,000	—	140,000
	1 配 当 割 交 付 金	140,000	—	140,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		70,000	—	70,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000	—	70,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		300,000	—	300,000
	1 法人事業税交付金	300,000	—	300,000
7 地方消費税交付金		2,300,000	—	2,300,000
	1 地方消費税交付金	2,300,000	—	2,300,000
8 ゴルフ場利用税交付金		60,000	—	60,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	60,000	—	60,000
9 環境性能割交付金		21,000	—	21,000
	1 環境性能割交付金	21,000	—	21,000
10 地方特例交付金		101,500	—	101,500
	1 地方特例交付金	101,000	—	101,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地方交付税		4,200,000	—	4,200,000
	1 地方交付税	4,200,000	—	4,200,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		314,456	—	314,456
	1 負担金	314,456	—	314,456

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		918,577	—	918,577
	1 使用料	648,703	—	648,703
	2 手数料	268,831	—	268,831
	3 証紙収入	1,043	—	1,043
15 国庫支出金		8,518,611	46,464	8,565,075
	1 国庫負担金	5,830,430	2,066	5,832,496
	2 国庫補助金	1,123,762	6,252	1,130,014
	3 国庫委託金	20,203	—	20,203
	4 国庫交付金	1,544,216	38,146	1,582,362
16 府支出金		3,247,368	11,553	3,258,921
	1 府負担金	2,496,408	3,887	2,500,295
	2 府補助金	389,019	—	389,019
	3 府委託金	48,554	—	48,554
	4 府交付金	313,387	7,666	321,053
17 財産収入		19,288	—	19,288
	1 財産運用収入	8,588	—	8,588
	2 財産売払収入	10,700	—	10,700
18 寄附金		206,000	—	206,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	206,000	—	206,000
19 繰 入 金		3,134,270	420,000	3,554,270
	1 繰 入 金	3,134,270	420,000	3,554,270
20 諸 収 入		779,668	—	779,668
	1 延滞金加算金及び過料	20,000	—	20,000
	2 市 預 金 利 子	55	—	55
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	300,000	—	300,000
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	316,513	—	316,513
21 市 債		1,499,200	—	1,499,200
	1 市 債	1,499,200	—	1,499,200
22 繰 越 金			18,381	18,381
	1 繰 越 金		18,381	18,381
	歳 入 合 計	42,792,938	496,398	43,289,336

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		375,359	—	375,359
	1 議 会 費	375,359	—	375,359
2 総 務 費		4,091,009	—	4,091,009
	1 総 務 管 理 費	3,110,539	—	3,110,539
	2 徴 税 費	489,932	—	489,932
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	269,692	—	269,692
	4 選 挙 費	155,023	—	155,023
	5 統 計 調 査 費	23,982	—	23,982
	6 監 査 委 員 費	41,841	—	41,841
3 民 生 費		19,162,306	306,856	19,469,162
	1 社 会 福 祉 費	9,056,977	62,218	9,119,195
	2 児 童 福 祉 費	8,322,847	110,554	8,433,401
	3 生 活 保 護 費	1,782,102	134,084	1,916,186
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		4,877,034	156,284	5,033,318
	1 保 健 衛 生 費	3,388,475	156,284	3,544,759
	2 清 掃 費	1,488,559	—	1,488,559
5 労 働 費		14,913	—	14,913

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	14,913	—	14,913
6 農林水産業費		54,859	—	54,859
	1 農林費	54,859	—	54,859
7 商工費		255,678	—	255,678
	1 商工費	255,678	—	255,678
8 土木費		3,131,432	—	3,131,432
	1 土木管理費	475,798	—	475,798
	2 道路橋りょう費	637,752	—	637,752
	3 河川費	43,865	—	43,865
	4 都市計画費	1,809,782	—	1,809,782
	5 住宅費	163,867	—	163,867
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,446,285	—	1,446,285
	1 消防費	1,446,285	—	1,446,285
10 教育費		5,277,003	36,058	5,313,061
	1 教育総務費	1,461,589	—	1,461,589
	2 小学校費	786,632	—	786,632
	3 中学校費	340,557	—	340,557

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	238,381	—	238,381
	5 給食センター費	1,034,285	—	1,034,285
	6 社会教育費	1,415,559	36,058	1,451,617
11 公債費		3,856,401	—	3,856,401
	1 公債費	3,856,401	—	3,856,401
12 諸支出金		49,647	—	49,647
	1 防災費	49,647	—	49,647
13 予備費		201,012	△2,800	198,212
	1 予備費	201,012	△2,800	198,212
	歳出合計	42,792,938	496,398	43,289,336

## 歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	22,703,791	—	22,703,791
人件費	8,512,170	—	8,512,170
扶助費	10,335,220	—	10,335,220
公債費	3,856,401	—	3,856,401
投資的経費	2,154,276	34,480	2,188,756
その他	17,934,871	461,918	18,396,789
物件費	8,151,224	10,885	8,162,109
その他	9,783,647	451,033	10,234,680
合 計	42,792,938	496,398	43,289,336

一般会計

令和5年度 補正第7号		歳出款別節別内訳表													(単位：千円)
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1	報酬	160,358	170,840	335,083	96,406	1,234	8,217	14,105	16,655	26,002	1,015,986		123		1,845,009
2	給料	31,370	641,374	517,848	333,810	3,638	14,648	7,193	175,273	444,609	535,461				2,705,224
3	職員手当等	94,751	596,271	462,132	280,507	2,779	12,932	8,125	149,001	406,541	546,220		4,953		2,564,212
4	共済費	56,366	286,386	258,908	145,415	1,407	6,235	5,892	72,226	173,705	390,755				1,397,295
5	災害補償費		300							100	30				430
6	恩給及び退職年金														
7	報償費	158	96,292	21,539	89,579	30	732	1,876	20	6,096	60,531		294		277,147
8	旅費	4,299	18,766	11,588	5,890	15	281	1,336	2,154	4,258	50,393				98,980
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085
10	需用費	4,882	251,389	85,577	426,641	157	6,166	4,819	103,380	54,102	405,642		10,924		1,353,679
11	役務費	1,341	114,317	39,172	27,100	89	225	380	882	4,975	29,887		7,582		225,950
12	委託料	5,002	1,032,732	735,683	2,091,849		977	19,465	791,644	10,751	1,249,856		24,832		5,962,791
13	使用料及び賃借料	1,577	432,411	37,925	19,110		773	2,616	139,680	3,226	249,945		14		887,277
14	工事請負費			16,000	27,000				720,000	3,900	262,310				1,029,210
15	原材料費			175	133				737	65	4,432				5,542
16	公有財産購入費														
17	備品購入費	301	6,327	6,684	37,816	20			16	214,177	52,258		30		317,629
18	負担金補助及び交付金	13,954	161,624	3,162,391	270,889	5,544	3,673	51,868	93,264	73,743	390,862		832		4,228,644
19	扶助費		185	10,257,204	19,516						58,315				10,335,220
20	貸付金			2,474				138,000							140,474
21	補償補填及び賠償金		100	200	100				3,030		5,550				8,980
22	償還金利子及び割引料		56,453	293,398	111,945						4,108	3,856,401			4,322,305
23	投資及び出資金														
24	積立金		223,571	3,561	30,000			3	9,861				63		267,059
25	寄附金														
26	公課費		71	30	698					935	35				1,769
27	繰出金			3,221,590	1,018,914				853,609	19,100					5,113,213
	予備費													198,212	198,212
	( )%	(0.9)	(9.5)	(45.0)	(11.6)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(7.2)	(3.3)	(12.3)	(8.9)	(0.1)	(0.5)	(100.0)
	計	375,359	4,091,009	19,469,162	5,033,318	14,913	54,859	255,678	3,131,432	1,446,285	5,313,061	3,856,401	49,647	198,212	43,289,336

一般会計

令和5年度		補正第7号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義務的経費			投資的経費	その他の経費		合計	
		人件費	扶助費	公債費		小計	物件費		その他
1	報酬	1,845,009			1,845,009			1,845,009	
2	給料	2,705,224			2,705,224			2,705,224	
3	職員手当等	2,564,212			2,564,212			2,564,212	
4	共済費	1,397,295			1,397,295			1,397,295	
5	災害補償費	430			430			430	
6	恩給及び退職年金								
7	報償費						277,147	277,147	
8	旅費					98,980		98,980	
9	交際費					3,085		3,085	
10	需用費				100,000	1,253,679		1,353,679	
11	役務費					225,950		225,950	
12	委託料				354,950	5,607,841		5,962,791	
13	使用料及び賃借料				774	886,503		887,277	
14	工事請負費				1,029,210			1,029,210	
15	原材料費					5,542		5,542	
16	公有財産購入費								
17	備品購入費				237,100	80,529		317,629	
18	負担金補助及び交付金				450,522		3,778,122	4,228,644	
19	扶助費		10,335,220		10,335,220			10,335,220	
20	貸付金						140,474	140,474	
21	補償補填及び賠償金						8,980	8,980	
22	償還金利子及び割引料			3,856,401	3,856,401		465,904	4,322,305	
23	投資及び出資金								
24	積立金						267,059	267,059	
25	寄附金								
26	公課費						1,769	1,769	
27	繰出金				16,200		5,097,013	5,113,213	
	予備費						198,212	198,212	
	計 ( )%	(19.7)	(23.9)	(8.9)	(52.5)	(5.1)	(18.8)	(23.6)	(100.0)
		8,512,170	10,335,220	3,856,401	22,703,791	2,188,756	8,162,109	10,234,680	43,289,336

議案第 68 号

令和 4 年度池田市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度池田市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

議案第 69 号

令和 4 年度池田市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度池田市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

議案第70号

令和4年度池田市公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度池田市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月5日 提出

池田市長 瀧澤 智子

議案第 7 1 号

令和 4 年度池田市国民健康保険特別会計  
歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度池田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 7 2 号

令和 4 年度池田市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度池田市財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第73号

令和4年度池田市介護保険事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度池田市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月5日 提出

池田市長 瀧澤 智子

議案第 74 号

令和 4 年度池田市後期高齢者医療事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度池田市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

議案第75号

令和4年度池田市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度池田市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月5日 提出

池田市長 瀧澤 智子